

データ名：マレーシア「防犯の手引き」1

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：5552

参照：16

マレーシア「防犯の手引き」1

防犯対策

マレーシアは従来から「東南アジアでは比較的安全な国」と言われてきましたが、近年（特に1983年以降）は一般犯罪が急増し、昨年（1985年）は1980年当時と比較した場合、件数が2倍以上にも増加した犯罪もあります。この様に一般犯罪情勢が悪化した背景には長引く不景気、不法入国者の増加、麻薬にからむ犯罪の増加等が主な原因と言われております。

最近、K. L. 及びその近郊に居住される在留邦人の方々の中にも色々な犯罪の被害に遭われたケースをよく耳にしますことからこのたび、回報の紙面をお借りし、基本的な防犯対策について紹介したいと思います。

在留邦人の皆様におかれましても、この機会にもう一度自宅の防犯施設等をチェックされてはいかがでしょうかと存じます。

御参考まで、今年に入ってから8月末までのK. L. における殺人や強盗等の凶悪犯罪は2517件も発生しており昨年同期と比較した場合46.5パーセントも増加しています。このことはセランゴール州においても同様で47.5パーセントの増加（1289件）となっております。

また、最近の強盗、侵入窃盗等の特徴点（手口等）は次のとおりです。

「強盗」

a. 以前は銀行、スーパー等の現金入手の容易な場所、又は宝石店等が主な対象であったが、最近是一般家屋を対象とするケースも急増している。

b. 多くの場合、集団（2～5人位）で深夜から早朝にかけて発生している。

c. ナイフ等の凶器所持の他銃器を所持するケースも少なくない。

d. 家人が対抗した場合等は殺人強盗に発展したケースもある。

「侵入窃盗」（空巣、忍び込み等）

a. 複数、単独を問わず発生している。

b. 無施錠、又は戸締まりに弱点のある人口、窓等から侵入するケースが大部分であるが、中には天井裏から侵入するケースも散見される。

c. 忍び込みは、深夜の発生が大部分であるが、家人が気付いて抵抗する場合等は、即、居直り強盗に移行し強盗殺人事件に発展するケースも少なくない。（最も注意を要する）

等、を考慮しますと、防犯対策として、次の点に留意する必要があると思います。

1. 外周の防護（一戸建住宅の場合）

(1) 侵入に利用されるおそれのある樹木を伐採すること。

(2) フェンスは出来るだけ高くし、フェンス最上部に30センチから50センチ位の鉄条網等のおうむ返しを取付けること。（家主と相談）

(3) 門は、必要な場合以外閉鎖しておくこと。

(4) 屋外照明は一晚中点灯しておくこと。

(5) フェンスの外側、又は内側に生垣を設け、内部が見通せないようにすること。

(どろぼうは必ず事前に下見をするものである。)(家主と相談)

2. 建物の防衛(マンション等も含む)

(1) 各出入口は、2重扉(1つは鉄格子)とすること。尚パール等でのこじ開け防止の為、扉と支柱の接続部を補強することが望ましい。

(2) 本扉にはのぞき窓を取付けること。

(3) 強固な錠を複数取付けること。

各出入口とも必ず1ドア2ロックとし、出入口1ヵ所につき3~4種類の錠(鉄格子扉を含む)にすることが望ましい。

(4) 全ての窓を防護すること。

簡単に取りはずしの出来ない鉄格子を全窓に取付ける。(家主と相談)

(5) 寝室を防護すること。

寝室出入口の扉も、1ドア2ロックが望ましく就寝前の施錠を忘れないこと。

3. その他の防犯対策

(1) 番犬となる犬を複数飼うこと。

特に気性の荒い大型犬が望ましい。

(毒殺、又はこん睡させてから侵入するケースもあるが犬の存在は大きく強力な助っ人となる。)

(2) 夜間は、屋外照明灯の他少なくとも屋外2ヵ所は点灯しておくこと。

(3) 家を空にする場合、各出入口窓等の点検はもちろんのこと玄関の鍵は必ず身に付けて外出すること。(決して玄関付近の目立たない場所に隠さないこと。)

(4) 玄関外側からの南京錠は、留守を相手に知らせるものであり取付けないこと。

(5) いかなる場合も施錠後の鍵は抜き取っておくこと。(鍵を抜き取らなかったため容易に侵入されたケースが多い。)(6) 死角に注意すること。

ドロボウは、なるべく人目に付かない通行人等から見えにくい出入口や窓を侵入口に使うことが多く、これらの場所は特に強力な防護措置が必要である。

(7) 2階の窓も1階同様の防護措置をとること。

(8) 扉のこじ開け防止の為のガード・プレートや不意の侵入を防ぐ為の用心鎖等を取付けること。

(9) 門、扉等は必ず相手を確認し安全を確かめてから開けること。

(10) 日頃から隣家等と良好な関係を持ち、緊急の場合の連絡体制を確立しておくこと。

(11) 万が一侵入された場合抵抗しないこと。

(12) 家主と相談すべき事項

ア. 天井裏の鉄格子の取付け

イ. 警報ベルの取付け

ウ. 赤外線警報装置、又は振動警報装置等の設置等。

以上一般家屋の基本的防犯対策について紹介しましたが、最近は麻薬中毒者や不良青少年等による野外犯罪(特に、人通りの少ない路上でのひったくり事件、駐車場等での恐喝事件)も多発していますので、外出時は少なくとも次の点に留意する必要があります。

a. 夜間の外出は短距離でも車を利用すること。

b. 夜間の単独行動は避けること。

c. 夜間照明のない道路は歩かないこと。

d. 外出時、人目につくような高価なネックレス、宝石類等は身に付けない方が望ましい。

e. 車を駐車する時は、車内にアタッシュ・ケース、ハンド・バッグ等重要な物は置かないこと。

f. 車の乗降の際は、付近に不審な人物や車両がないか注意すること。

- g. ヒッチ・ハイカー等面識のない者は車に乗せないこと。
 - h. ひったくり予防の為ハンド・バッグ等は車道の反対側にぎげしっかり手に持つこと。
 - i. 一般的に風俗環境が悪いと言われている地域への外出は努めて避けること。
- 等。

最後に万が一、被害に遭ったり、付近に不審な人物がうろついている等のことがあれば、ちゅうちょすることなく最寄りの警察に通報しましょう。参考まで各警察署の電話番号は次のとおりです。

a. K. L. 警視庁通信指令室 (セラシゴール州警察本部も同じ)	999
b. チェラス警察署	9312222
c. センツェール警察署	9232222
d. キャンベル警察署	2912222
e. ブリック・フィールド警察署	2742222
f. アンバン警察署	4568012
g. P. J. 警察署	7562222

データ名：マレーシア「防犯の手引き」2
ID：KAN00010
登録日付：94/04/04
属性：テキスト
バイト：17091
参照：14

マレーシア「防犯の手引き」2
防犯の手引き

1992年10月
在マレーシア日本国大使館

はじめに

マレーシアは東南アジアの国々の中では、かなり治安の良い国の1つに挙げられています。事実、日本では年間167万件以上の刑法犯が発生しているのに対し、マレーシアでは7万件弱、人口10万人当たりの発生件数(犯罪発生率)に直しても、日本を100とするとマレーシアは28という数字になります。

しかし、国が違えば生活習慣も異なるように、そこに発生する犯罪の態様も異なります。いくら治安が良いと言っても、その違いに気付かずに、日本にいるのと同じように、あるいは、日本を離れたという解放感のままに行動していたのでは、思わぬ落とし穴が待っていたという結果にもなりかねません。

本手引きでは、マレーシアにおける犯罪発生傾向を説明させて頂くと共に、一般的な防犯対策の幾つかをご紹介します。

本手引きが、皆様の安全で楽しいマレーシア生活の一助となれば幸いです。

1 マレーシアにおける犯罪発生状況

(1) 全国的な特徴

マレーシアにおける犯罪発生件数は、1986年を境に増加から減少へと転じ、最近では年間7万件弱の数字でほぼ横置きの傾向にあります。そして、この件数の増減は、当国の経済の好不況と密接な関係を持っています。不況になると犯罪が増加するという傾向は、なにもマレーシアに限ったことではありませんが、発生している犯罪の態様に着目すると、防犯上大きな意味を持つように思われます。

ここに、金に困って犯罪を思い付いた男がいたとします。まず最初に思い付いたのは、屋外で金品を盗む方法(非侵入窃盗)で、置引き、スリ、ひったくり、などです。次に思い付いたのは、人の家に忍び込んで金品を盗む方法(侵入窃盗)です。そして最後に考えたのが強盗です。

確実性とリスクの面で、それぞれに長短があり、どの方法を選ぶかには、犯罪者本人の個性が大きな影響を持ちます。

それでは、この3つ犯罪の発生状況について、日本とマレーシアを比較した場合どのような違いが見られるでしょうか。人口10万人当たりの発生件数で比較しますと、非侵入窃盗では、日本の発生率を100とするとマレーシアでは31、同様に、侵入窃盗は55、強盗は2,555という数字になります。つまり、当地においては、犯罪により金品を得ようとする人間は、危険を犯してでも、より確実に金品を得られる方法を選択する傾向が強いと言えるのかもしれませんが。

従って、経済状態に応じた犯罪発生件数の増減は、日本に居るとき以上に、直接皆さんの身体に危害が加えられる危険性の増減に影響するという訳です。そして、これが、経済の好不況が防犯上大きな意味を持つと申し上げた理由です。

なぜ強盗の発生率が高いのか、理由は定かではありませんが、凶器の入手が容易なこと、薬物乱用者が多いこと、地域社会と隔絶した外国人労働者の存在、都市化の弊害、など

があげられるかも知れません。

さて、先程マレーシアの侵入窃盗と非侵入窃盗の発生率は、日本よりも低いことをお示ししましたが、ここでちょっとご注意申し上げておきたいことがございます。それは、

第1に、把握されている数字以外に未届の被害が推定される

第2に、犯罪を実行する場合、犯人は必ず被害者を選ぶ

第3に、犯罪の発生には、場所的な片寄りが見られる

ということです。

まず、第1の点ですが、一般の人々にとって、警察に被害の届出をするのは、まず億劫なことを感じるのではないのでしょうか。まして、日本に比べ交番の少ないマレーシアにおいては、届出に費やす労力や時間と被害の大きさとの比較が行われるかも知れません。

次に第2の点ですが、ひたたくりにしろ、空き巣にしろ、その目的は金品です。従って、もし、実行に際してのリスクが同一であれば、当然に、より大きな利益の見込まれる家や人が、被害者に選ばれることでしょう。そして、その被害者選びの過程において、「日本人」は、どのような立場にあるのでしょうか。マレーシアでの生活に親しみ、自分では、すっかりこの国に溶け込んでいると感じていても、犯罪者にとっては、やっぱり日本人、金持ちというイメージを拭い去れない存在なのではないのでしょうか。

最後に第3の点についてですが、これは、犯罪の発生には、被害者に適するものの存在と目的達成の容易さが大きな影響を持つということです。簡単に言えば、置引きの発生は、荷物を持ち、かつ、その荷物から目を離してくれる可能性のある人間の存在を前提とし、犯人が持ち主に知られること無く荷物に近づき、容易に逃走できる場所、という条件が必要となります。従って、条件の整った場所においては、その犯罪が発生する危険性は、犯罪発生率の示す数字以上に高いものとなります。

(2) 都市部における特徴

ただ今、マレーシア全体の犯罪発生状況について説明いたしました。それでは、皆様方の大半がお住まいの都市部においてはどうでしょうか

ここでは、クアラルンプール市とそれを取り巻くセランゴール州、ペナン州、ジョホール州の4地域について、各罪種別に、日本における発生率を100とした場合の数字でお示しすると、

	日本	マ全国	K.L.	Sel	Pen	Joh
全刑法犯	100	28	94	65	59	37
殺人・同未遂	100	184	362	294	220	313
強盗	100	2,555	13,516	6,229	7,097	3,482
強姦	100	284	722	412	317	285
侵害	100	90	221	205	167	106
侵入窃盗	100	55	142	146	95	75
非侵入窃盗	100	31	109	69	148	29

という数字になります。強盗の多さが一段と目を引くことと思います。

もちろん、この数字は日本の全体平均とマレーシア各地域との比較ですので、もし、日本の都市部、例えば東京での犯罪発生率と比較すれば、全体的に数字は下回ると考えられます。それにしましても、当国の都市部では、犯罪発生件数に関する全国的な特徴が、さらに強調された形で現れていることがおわかりかと思えます。

2 住居における安全対策

(1) 最近の傾向として、セキュリティ上の理由からコンドミニアムタイプの住居を選ばれる方が多いようですが、どのようなタイプの住宅を選ばれるにしろ、次の3点について確認しておく必要があると思われま。

①敷地内、居住エリア内への侵入防止

②建物、部屋内への侵入防止

③万が一侵入された場合の安全確保

(2) どのような対策をどの程度講ずるべきかについては、それぞれの住居のある地域の犯罪発生状況や家族構成等によっても異なると思いますので、まずは、周辺がどんな地域であるかを把握する必要があると思います。例えば、

- 住宅地域か商業地域か
- 昼夜間の人通りはどうか
- どんなタイプの住民が多いか
- 周りの家ではどんな対策を講じているかなどです。

(3) 敷地内、居住エリア内への侵入防止

コンドミニアムタイプの住宅であれば、入居前に次のような点を確認しておく必要があると思われます。

- 周囲のフェンスは十分な高さがあるか
- フェンスに隣接して人が身を隠せるような場所はないか
- 敷地内の照明の状況
- ガードマンの有無と警備状況（人員、夜間体制、来訪者の処遇等）
- いわゆるゲタ履きマンションの場合には、居住者と一般人との流れが分離されているかどうか（専用駐車場、専用エレベーターの有無等）

また、一戸建住宅に対する対策としては、

- フェンスの外側は見通しの良いようにしておく
 - フェンスは乗り越えづらい高さで構造を持ったものにする
 - 番犬を飼う
 - 敷地内に照明設備を設ける
 - 昼夜を問わず門扉は開けたままにしておかない
 - 門扉に施錠設備を設ける
- などがあげられます。

(4) 建物内、部屋内への侵入防止

住居のタイプに係らず、ドアには複数の施錠設備を設けておく必要があると思います。

以下の対策は、主に一戸建住宅のもですが、コンドミニアムタイプの住居であっても、3階以下の部屋や、非常階段に接しているような部屋にお住まいの場合には、これに準じた対策を講じることが必要と思われます。

- 1階の出入口や窓には鉄製グリルを取付ける
- 2階以上であっても、ベランダ等、侵入の可能性のある場所には鉄製グリルを取付ける
- グリルは、簡単に取り外せない形状のものにする
- 出入口外側には照明設備を設け、夜間点灯しておく
- 来訪者を屋内（室内）から確認できるような設備を設ける（インターホン、防犯レンズ等）
- 警備会社に侵入通報装置の設置を依頼する

(5) 万が一侵入された場合の安全確保

侵入者は凶器を持っていると仮定し、身体の安全確保を第1に行動してください。

このような場合に備える対策としては、

- 万一の場合に避難する部屋を用意しておく
- 部屋のドアや施錠設備を頑丈なものに交換する
- 室内に電話や、警備会社への通報装置を設置する
- 屋外への脱出用具や、隣家への通報手段を準備しておく

などがあります。

(6) ソフト面の対策

以上、設備面での例をご紹介しましたが、ソフト面においては、次のような工夫が必要かと思われます。

○犯人は、多くの場合下見をしています。従って、平素から住まいの周囲に気を配り、見知らぬ者がうろついたり、「おかしいな」と思うようなことがあった場合は、警察に通報する。

○番犬を飼う場合、小型犬であれば、複数の犬を飼うことが望ましいと思われます。

○女中、庭師、時にはガードマンが、泥棒の手引きをしたという例もあります。十分に信頼できるものを雇うと共に、雇用当初は、それなりの警戒心を持って観察することも必要かと思えます。

○夜間、外出する場合は、室内の照明やファンをつけておき、不在を気付かれぬよう工夫する。

○庭内の防犯灯の点灯状況を、たまに変えてみる。

○自宅には多額の現金を置かない。

○長期間留守にする場合は、予備の施錠を施すほか、郵便物や新聞等の処理を女中や知人に依頼しておく。

○平素から、来訪者を確認してから鍵を開ける習慣をつけておく。

○泥棒の侵入に気付いたときは、まず警察に通報し、極力、侵入者との接触は避ける（場合によっては、家人に気付かれたことを知って、逃走するかも知れませんが、故意にそのような手段を取ることは、居直り強盗に発展するケースもありますのでお勧めできません）。

3 屋外における安全対策

屋外での被害はほとんどは、

・夜間、人通りの無い場所で

・ちょっと目を離したすきに

・何かに気を取られている間に

・つい気を許したばかりにといった状況で

発生しています。

そして、それぞれの状況でどんな犯罪の被害にあったのか、だいたいお察し頂けると思えます。

犯人が被害者と場所を選ぶ方法と、被害者選びの際に日本人がどんな位置付けにあるか、さきにご説明したことを思い出して頂き、次のような点にご留意頂きたいと思えます。

(1) 危険地域へ立ち入らない

あたりまえのことですが、なかなか難しいことかも知れませんが、というのは、まず、どこが危険な場所であるかを知るまでには、ある程度の時間を要しますし、日本に比べて、夜間でも子供連れの姿を多く見かけるため、その地域の本当の姿に気がつきづらいということが予想されるからです。やや乱暴な言い方かも知れませんが、一つの目安として、「繁華街のはずれ」あるいは「繁華街と住宅地域の境目付近」は、要注意と言えるかも知れません。それともう一つ、「郊外の深夜のハイウエー」も「夜間人通りの少ないところ」の範中に入りますので念のため。

(2) 被害者に選ばれないための工夫

どんな地域にも、その地域なりの雰囲気があり、往来の人々の服装にも特徴があります。犯罪者に目を付けられないためには、極力、周囲の雰囲気に溶け込めるような服装の選択が必要ではないでしょうか。現地の人と同じものを、とまでは言えませんが、少なくとも、華美にわたるような服や装身具は避けた方が良いでしょう。

(3) 犯行を行いにくくする工夫

犯人に目を付けられただけでは、まだ、被害者の候補者であるに過ぎません。被害者選びの後、犯人は実行のチャンスを窺います（時には、犯人の網のなかに被害者が飛び込んで来るのを待つ場合もありますが）。そして、もし、成功の確立が低いと判断されれば、おそらく、他の被害者を探さることになるでしょう。

- ハンドバックは車道側の肩にかけない
 - 荷物から目を離さない
 - ズボンの後ろポケットに財布を入れない
 - むやみに人前で財布を取り出さない
 - 人込みを歩くときは、ハンドバックに手を掛けておく
- など、犯行のチャンスを与えない、犯行を行いにくくする工夫が大切です。

(4) 被害を最小限度に食い止める工夫

余分なお金は持ち歩かない。もし、不幸にも被害者となった場合には、身の安全を第一に考えて行動する。この2点に尽きると思います。

4 その他の防犯対策

日本ではあまり発生していない被害事例として、自動車の部品盗難、ホテルでの被害、トランプを使った詐欺事件の3つをご紹介します。

(1) マレーシアにおいても、日本同様、自動車の盗難や車内の金品の盗難はかなりの数発生していますが、日本ではあまり発生しないものとして、自動車部品の盗難があります。

当地では、自動車自体大変高価なものですが、その部品（バンパー、カーステレオ等）も同様、売りさばけば、かなりの金額になります。出入りのチェックのしっかりした駐車場を利用されることをお勧めします。もちろん、そのまえに、ドアの施錠と車内に貴重品を置かないことは言うまでもありません。

(2) ホテルに宿泊中、外出中に、合鍵でドアを開けられ、トランクを壊され中の金品を盗まれるという事件が、クアラルンプル市内だけでも年間100件前後発生しています。

一流ホテルと言えども安心はできません。ホテルの部屋は、鍵を締めても決して密室にはならないということをお忘れにならぬようお願いいたします。さらに、もし、トランクを壊されたくないとお考えでしたら、トランクの鍵は開けたままにしておくのが賢明と思われれます。

(3) 最近、クアラルンプルやペナンなどの地域で、日本人の若者を狙った詐欺事件が発生しています。被害者のほとんどは旅行者ですが、若い女性を含む5人から8人の詐欺グループが、手の込んだストーリーを組み立て、被害者を言葉巧みにカード賭博の仲間に取り込み、所持金やクレジットカードで買わせた貴金属を巻き上げるという手口です。

外国に居るといふ解放感に付け入る彼らの手口に乘せられないよう、当地でも賭博は原則として犯罪行為であるということをお忘れなく。

5 交通事故

いわゆる防犯とは異なりますが、交通事故を起こした場合の損害と、精神的負担は、犯罪の被害に匹敵する（時にはそれ以上の）場合もあると思われれますので、事故発生時の基本的留意事項についてご説明します。

(1) 発生時の確認事項

事故の発生に際しては、

- 発生時刻と場所
- 事故が発生した状況
- 相手の住所、氏名、電話番号、勤務先、運転免許証番号、身分証明書番号

についてメモしておくようにしてください。これらは、警察への届け出が後刻になる場合や、後日、相手との連絡が取れなくなったような場合に大切な記録となります。

万一の場合に備え、車内には常に筆記用具とメモ用紙を用意しておくとう便利です。また、警察への届け出は、発生から24時間以内に行ってください。

(2) 現場での事情聴取

多くの場合、事故の現場に警察官が来て簡単な事情聴取をすることになります。

警察官に事情聴取を受ける場合、日本であれば、多くのドライバーは、自分の正当性を主張する場合、過失の一部が自分に在ることを認めながら、それより大きな相手の過失を説明しようとする傾向があります。「私もこれこれでしたが、相手はさらにこうでした。」といった具合です。しかし、当地では少々事情が異なります。ほとんどのドライバーは、相手の過失を中心に話しをし、自分の過失には触れません。日本的に考えれば、「自分のことを棚にあげて」ということとなりますが、当地では、これが普通なのです。

日本流の、「すみません。でも・・・」という説明は、時として、相手に大きな誤解を生じさせることがありますのでご注意ください。

(3) 過失の認定

現場での事情聴取に基づき、交通担当の警察官が双方の過失の大きさを判断します。現場の状況と当事者双方の話しに矛盾のある場合は、再度事情聴取をされる場合があります。

警察の過失認定について、双方に異論が無ければ、書類にサインを求められます。もし、言葉の問題等で、内容が正確に理解できない場合には、あいまいなままサインをすることなく、その旨を告げて、通訳等の立会を求めて下さい。

過失の大きな運転者には罰金が通知され、期日までに払込が無い場合は、裁判所への手続きが取られます。

(4) 保険の請求

保険の請求は全て、自分の保険会社に対して行います。手続きに、警察への届出が不可欠の会社と、そうでない会社がありますので確認が必要です。また、事後、当事者双方の保険会社の間で清算が行われますので、相手の過失が大きい場合であれば、自分の保険会社に対して請求を行っても、自分の保険を使ったことにはなりません。

賠償額の決定は、保険会社相互の調停機関の査定に基づき、最終的にはバンク・ネガラが行い、この決定が無いと保険を使つての修理はできません。

(5) 示談

もちろん、双方だけでの話し合いによる解決という方法もありますが、基本的には、とりあえず警察へ届けることをお勧めします。軽微な事故で、賠償方法に問題が無ければ、警察から示談をアドバイスされることもあるようです。

(6) 負傷者の救助

負傷者の救助は、事故現場で最優先に考えなければいけないことですが、できるだけ救急車を依頼する方が良いと思います。

ごく希なケースですが、地方では、被害者の関係者が、加害者に対し報復を加えたという例もあります。もちろん、その場の状況に応じてではありますが、もし、身の危険を感じるようなことがあれば、現場を離れ最寄の警察に駆け込んでください。

6 救急連絡先

警察、救急、消防	999
UNIVERSITY HOSPITAL	7564422
GENERAL HOSPITAL	2921044
日本大使館	2427044

7 最近の邦人被害事例

- (1) 団体旅行添乗員A氏は、ホテルロビーにおいて電話をかけている間に、客のパスポート等の入ったバッグを盗まれた。
- (2) 旅行者B氏は、ゴルフ場でプレー中、ゴルフバッグに入れておいた貴重品入れを盗まれた。
- (3) 旅行者C夫人は、夫と散策中、後方から近づいてきた二人乗りのオートバイにハンドバッグをひったくられた。
- (4) 旅行者D氏は、空港の雑踏内で、ちょっと目を離れたすきに、スーツケースの上に置いておいた貴重品入れを盗まれた。
- (5) 在留邦人E氏は、家族とナイトマーケットへ買い物に行き、自動車を路上に駐車しておいたところ、窓がこじ開けられ、車内にあった現金、小切手を盗まれた。
- (6) 在留邦人F氏は、自宅で就寝中、鍵を締め忘れたトイレの窓から賊に侵入され、居間に置いてあったバッグの中から、現金を盗まれた。
- (7) 在留邦人G氏は、自宅で、電気メーターの検針員を装った男に、いきなり刃物を突き付けられ、現金を強取された。

おわりに

犯罪から、身体や財産を守るため、100%確実という方法はありません。なぜなら、犯罪者自身も、その方法を工夫するでしょうし、また、偶然ということもありうるからです。

しかし、なんらかの策を講じている人と、そうでない人では、明らかに被害を受ける確率に差があるはずで、少しでもその確率を小さくする工夫、それが防犯対策ではないでしょうか。

そのためには、まず、どんな危険が存在するのかを知ること
そして、

- ・被害者に選ばれない工夫
 - ・犯行をしにくくする工夫
- が大切ではないかと思います。

また、万が一、不幸にも犯罪に遭遇した場合には、**身体の安全を第一に考えて行動して**頂きたいと思います。

データ名：●クアラルンプール「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：5491

参照：8

●クアラルンプール「防犯の手引き」

防犯対策

マレーシアは従来から「東南アジアでは比較的安全な国」と言われてきましたが、近年（特に1983年以降）は一般犯罪が急増し、昨年（1985年）は1980年当時と比較した場合、件数が2倍以上にも増加した犯罪もあります。この様に一般犯罪情勢が悪化した背景には長引く不景気、不法入国者の増加、麻薬にからむ犯罪の増加等が主な原因と言われております。

最近、K. L. 及びその近郊に居住される在留邦人の方々の中にも色々な犯罪の被害に遭われたケースをよく耳にしますことからこのたび、回報の紙面をお借りし、基本的な防犯対策について紹介したいと思います。

在留邦人の皆様におかれましても、この機会にもう一度自宅の防犯施設等をチェックされてはいかがかと存じます。

御参考まで、今年に入ってから8月末までのK. L. における殺人や強盗等の凶悪犯罪は2517件も発生しており昨年同期と比較した場合46.5パーセントも増加しています。このことはセランゴール州においても同様で47.5パーセントの増加（1289件）となっております。

また、最近の強盗、侵入窃盗等の特徴点（手口等）は次のとおりです。

「強盗」

- 以前は銀行、スーパー等の現金入手の容易な場所、又は宝石店等が主な対象であったが、最近是一般家屋を対象とするケースも急増している。
- 多くの場合、集団（2～5人位）で深夜から早朝にかけて発生している。
- ナイフ等の凶器所持の他銃器を所持するケースも少なくない。
- 家人が対抗した場合等は殺人強盗に発展したケースもある。

「侵入窃盗」（空巣、忍び込み等）

- 複数、単独を問わず発生している。
- 無施錠、又は戸締まりに弱点のある人口、窓等から侵入するケースが大部分であるが、中には天井裏から侵入するケースも散見される。
- 忍び込みは、深夜の発生が大部分であるが、家人が気付いて抵抗する場合等は、即、居直り強盗に移行し強盗殺人事件に発展するケースも少なくない。（最も注意を要する）等、を考慮しますと、防犯対策として、次の点に留意する必要があると思います。

1. 外周の防護（一戸建住宅の場合）

- 侵入に利用されるおそれのある樹木を伐採すること。
- フェンスは出来るだけ高くし、フェンス最上部に30センチから50センチ位の鉄条網等のおうむ返しを取付けること。（家主と相談）
- 門は、必要な場合以外閉鎖しておくこと。
- 屋外照明は一晚中点灯しておくこと。
- フェンスの外側、又は内側に生垣を設け、内部が見通せないようにすること。（どろぼうは必ず事前に見下るものである。）（家主と相談）

2. 建物の防衛（マンション等も含む）

- 各出入口は、2重扉（1つは鉄格子）とすること。尚パール等でのこじ開け防止の

為、扉と支柱の接続部を補強することが望ましい。

(2) 本扉にはのぞき窓を取付けること。

(3) 強固な錠を複数取付けること。

各出入口とも必ず1ドア2ロックとし、出入口1ヵ所につき3~4種類の錠(鉄格子扉を含む)にすることが望ましい。

(4) 全ての窓を防護すること。

簡単に取りはずしの出来ない鉄格子を全窓に取付ける。(家主と相談)

(5) 寝室を防護すること。

寝室出入口の扉も、1ドア2ロックが望ましく就寝前の施錠を忘れないこと。

3. その他の防犯対策

(1) 番犬となる犬を複数飼うこと。

特に気性の荒い大型犬が望ましい。

(毒殺、又はこん睡させてから侵入するケースもあるが犬の存在は大きく強力な助っ人となる。)

(2) 夜間は、屋外照明灯の他少なくとも屋外2ヵ所は点灯しておくこと。

(3) 家を空にする場合、各出入口窓等の点検はもちろんのこと玄関の鍵は必ず身に付けて外出すること。(決して玄関付近の目立たない場所に隠さないこと。)

(4) 玄関外側からの南京錠は、留守を相手に知らせるものであり取付けないこと。

(5) いかなる場合も施錠後の鍵は抜き取っておくこと。(鍵を抜き取らなかつたため容易に侵入されたケースが多い。)(6) 死角に注意すること。

ドロボウは、なるべく人目に付かない通行人等から見えにくい出入口や窓を侵入口に使うことが多く、これらの場所は特に強力な防護措置が必要である。

(7) 2階の窓も1階同様の防護措置をとること。

(8) 扉のこじ開け防止の為のガード・プレートや不意の侵入を防ぐ為の用心鎖等を取付けること。

(9) 門、扉等は必ず相手を確認し安全を確かめてから開けること。

(10) 日頃から隣家等と良好な関係を持ち、緊急の場合の連絡体制を確立しておくこと。

(11) 万が一侵入された場合抵抗しないこと。

(12) 家主と相談すべき事項

ア. 天井裏の鉄格子の取付け

イ. 警報ベルの取付け

ウ. 赤外線警報装置、又は振動警報装置等の設置 等。

以上一般家屋の基本的防犯対策について紹介しましたが、最近は麻薬中毒者や不良青少年等による野外犯罪(特に、人通りの少ない路上でのひったくり事件、駐車場等での恐喝事件)も多発していますので、外出時は少なくとも次の点に留意する必要があります。

a. 夜間の外出は短距離でも車を利用すること。

b. 夜間の単独行動は避けること。

c. 夜間照明のない道路は歩かないこと。

d. 外出時、人目につくような高価なネックレス、宝石類等は身に付けられない方が望ましい。

e. 車を駐車する時は、車内にアタッシュ・ケース、ハンド・バッグ等重要な物は置かないこと。

f. 車の乗降の際は、付近に不審な人物や車両がないか注意すること。

g. ヒッチ・ハイカー等面識のない者は車に乗せないこと。

h. ひったくり予防の為ハンド・バッグ等は車道の反対側にさげしっかり手に持つこと。

i. 一般的に風俗環境が悪いと言われている地域への外出は努めて避けること。

等。

最後に万が一、被害に遭ったり、付近に不審な人物がうろついている等のことがあれば、ちゅうちょすることなく最寄りの警察に通報しましょう。参考まで各警察署の電話番号は

次のとおりです。

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| a. K. L. 警視庁通信指令室
(セラングール州警察本部も同じ) | 999 |
| b. チェラス警察署 | 9312222 |
| c. センツウール警察署 | 9232222 |
| d. キャンベル警察署 | 2912222 |
| e. ブリック・フィールド警察署 | 2742222 |
| f. アンパン警察署 | 4568012 |
| g. P. J. 警察署 | 7562222 |

データ名：●ペナン「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：15422

参照：5

●ペナン「防犯の手引き」

防犯の手引き

平成4年10月1日

在ペナン日本国総領事館

はじめに

マレーシアは東南アジアの中では、かなり治安は良い方とされておりますが、日本と比較した場合、安全度はかなり落ちると言わざるを得ません。

特にペナン州、ペラ州はマレーシアの中でも犯罪の多い州の一つに数えられております。

在留邦人の皆様方もご自身が空巣等の被害に会われたり、また、知人の方が被害に会われたことを耳にされて、日頃から防犯について種々の対策を講じられておることと思っておりますが、当館ではこれらの犯罪対策について取りまとめてみました。

当国マレーシアの警察システムはかなり整備されているとは言え、まだまだ日本の警察の防犯捜査能力には及びません。

従って、在留邦人の皆様方におかれましては、自らの生命財産の保護につきまして、普段から十分な注意を払うと共に万全の予防策を講じておくことが望まれます。

本「防犯の手引き」を皆様のご参考に供していただければ幸いです。

1. マレーシアにおける犯罪発生の状況

1991年マレーシア全国において発生した犯罪は65,939件で、このうち発生件数の多いのはクアラルンプール市14,846件、セランゴール州11,932件、ペラ州6,811件、ジョホール州6,739件、ペナン州6,699件の順となっており、上位5市州で全体の約71%を占めます。

最近の犯罪件数は横這い状態ですが、経済の好・不好とも密接な関係があり、今後不況が長びけば増加する可能性も充分考えられます。

マレーシアの犯罪の特徴は日本と比べて、強盗が極端に多いということです（日本の約2.5倍）。これは危険を犯してでもより確実に金品が得られる方法を選択する傾向が強いということですが、当国の検挙率が極端に低い（発生件数の多い5市州平均13.2%）ことも一因と考えられます。特に、ペナン州（10.1%）、ペラ州（12.8%）と最も低い州となっております。

また、マレーシアは銃砲類を所持することは禁止されておりますが、現実には銃器による凶悪犯罪が多いのも事実です。

従って、万一これらの被害者となった場合は自分の生命の安全を第一に考えることが重要です。

2. 屋内における安全対策

(1) 敷地（居住エリア）内への侵入防止

最近の傾向として警備上の理由からコンドミニウムタイプの住居を選ばれる方が多いようですが、一戸建てにしるコンドミニウムタイプにしる、入居前に次のような点を確認し、整備しておく必要があります。

- (1) 周囲のフェンスの高さが充分か。
- (2) フェンスの外側の見通しが良いか。
- (3) 敷地内の照明設備は充分か。
- (4) ガードマンの有無と警備状況は良好か。
- (5) 門扉には施錠設備があるか。
- (6) 一戸建ての場合は番犬を飼う。

(2) 建物内における安全対策

建物内における安全対策は各家庭で実施すべき最も重要なものであり、特にソフト面では家族全員が身につけておかねばならない対策であると思います。

(1) ハード面

- ア. 玄関の外側には、照明設備を設け、夜間点灯しておく。
- イ. 玄関や窓には鉄製グリルを取り付け、施錠する。
- ウ. 来訪者を室内から確認できるような設備（インターホン、防犯レンズ等）を設ける。
- エ. ドアの鍵は複数にし、かつ、ドアチェーンを取りつける。

(2) ソフト面

- ア. 日頃から機会あるごとに隣人と会話を交わし、自宅住居の警備対策について情報を交換しておく。
- イ. 見知らぬ者が住まいの周囲をうろついたり、不審なことがあった場合は警察に通報する。
- ウ. 来訪者の身元を確認してから鍵を開く習慣をつけておく。特に予期せぬ品物の配達や依頼していない工事人等には事務所等に電話で確認する。
- エ. 使用人は信頼できる人を選ぶことが肝心であるが、適切な管理と指導が必要である。
- オ. 外出する際には、必ず覗き窓から不審な者がいないことを確認してから扉を開ける。
- カ. 戸締りを確実にしない、施錠もれがないことを確認し、外出すること。また、鍵は必ず携帯する。
- キ. 夜間の外出は出来る限り避け、やむを得ない場合は電灯やラジオ、ファン等をつけておき、留守だと思わせない工夫が必要である。
- ク. 室内には、出来るだけ大金や貴金属は置かない。
- ケ. 帰宅に際しては、自宅の周囲や部屋等に不審なところがないかを確認してから入る。
- コ. 電話が掛ってきた時は、こちらから名乗らず相手に名乗らせる。自宅の住所や電話番号は限られた人にしか教えない。

(3) 万一、侵入された場合の安全対策

住居に賊が侵入した場合は、本人の生命の安全と身体の保護を基本原則として、状況に応じて臨機応変の対応が必要です。一般的には次のような対策が考えられます。

- (1) 賊が敷地内に侵入してきた時は、防犯ベルや警報機等を鳴らす。
- (2) もし、家族等が居れば一番安全だと思われる部屋に避難させ、あらゆる手段を用いて警察や近くの友人、近所の人等に助けを求める。
- (3) 賊が完全に引きあげたのを確認するまでは不用意に部屋を出ない。
- (4) 賊が部屋に侵入した場合、絶対に抵抗しない。両手を挙げ、無抵抗の意志を示す。
- (5) 顔を見られると賊は凶暴になる恐れがあるので、出来るだけ顔を見ない。又、出来るだけ賊には近付かない。
- (6) 日頃、現金を封筒に入れて準備しておき、金品を要求された場合はとっさにそれを出せるようにしておく。

3. 戸外における安全対策

戸外での犯罪の主なものは、引ったくり、スリ、置き引き、詐欺などですが、これらは「ちょっと気を取られているすきに」「つい気を許したばかりに」と言った場合に発生しております。もう少し注意すれば防げるものが多いようです。

(1) 危険地域に立ち入らない

その土地の危険地域を知るには、ある程度時間を要すると思われませんが、一般的には次のような場所が要注意と言えるかも知れません。

- (1) 繁華街ではあるが、外国人があまり行かないところ。
- (2) 繁華街のはずれや住宅地域との境目付近。
- (3) 郊外の深夜のハイウェイ。
- (4) 夜間人通りが少ないところ。

(2) 被害者に選ばれないための工夫

犯罪者から目を付けられないためには、周囲の雰囲気になじみやすいような服装が好ましく、目立たないことが肝心と思います。

- (1) 服装、装身具は控え目にする。
- (2) 人前でおおびらに財布を出したり、現金を数えたりしない。
- (3) 出来るだけ単独行動は避ける。
- (4) 見知らぬ人が近寄って来た時は警戒する。

(3) 犯行を行ないにくくする工夫

犯人は被害者を選び、犯行のチャンスを狙っておりますが、成功の確率が低いと判断されれば、他の被害者を探すことになるでしょう。

- (1) 人混みを歩くときはハンドバックに手を掛け、又、歩道を歩くときは車道の反対側の肩に掛ける。
- (2) 荷物から目を離さない。出来れば荷物に手足の一部を常に付けておく。
- (3) 財布は見えない所に確実に入れておく。ズボンの後ろポケット等には入れない。

(4) 被害を最小限度に食い止める工夫

- (1) 余分なお金や必要以上の装身具は持ち歩かない。
- (2) 引ったくり等にあった場合は大声を出し、周囲の注意を引く。

4. その他の防犯対策

(1) 誘拐対策

マレーシアでは91年に7件発生し、2名殺害されております。幸い、日本人の誘拐事件は発生していませんが、“お金持ち日本人”のイメージが定着しつつある今日、金目当の誘拐が発生しないとも限りませんので日頃から用心しておく必要があります。

(1) 誘拐から身を守る安全対策

ア. 用心を怠らない。(常に危険性を意識し、事件の兆候に注意する)
イ. 行動を予知されないようにする。(行動のパターン化を避け、スケジュール等は他人に知られないようにする)

ウ. 目立たない。(必要以上に目立った行動をとらない)

(2) 誘拐防止の心得

ア. 車のドアは全部ロックし、窓は閉めて走る。
イ. 後からつけて来る車やオートバイに注意する。
ウ. 乗車する前に車体の内外をチェックする。
エ. 頻繁に行く場所には時々順路を変える。

(3) 誘拐された時の心得

ア. 挑発や抵抗をせず、犯人との間にコミュニケーションができる雰囲気を作るよう努力する。

イ. 冷静であること。自分は助かると信じ、自分を失わないようにする。

ウ. 脱出は不可能と諦め、無駄な努力はしない。

エ. 長期戦を覚悟し、健康に充分注意する。

オ. 交渉に不利となるような会社、家族等の話はしない。

カ、拘禁場所や犯人の特徴を可能な限り記憶しておく。

(2) いかさまカード賭博

最近当地では、日本人の若者を狙った詐欺事件が発生しています。被害者はほとんど一人歩きの旅行者ですが、若い女性を含む6～7名の詐欺グループが手の込んだ手口で、被害者を言葉巧みにカード賭博に引き込み、所持金やクレジットカードで貴金属を買わせ、それを巻き上げています。

外国に居るという解放感から知らない人を信用し、彼らの手口に乘せられないよう注意して下さい。

(3) ホテルの盗難

最近ホテルに宿泊中、部屋に入られ旅行カバン等を壊して現金やパスポートが盗まれる事件が発生しております。

一流ホテルと言えども安全とは限らず、貴重品等はセーフティボックスやフロントに預けるよう心掛けて下さい。

(4) 自動車等の盗難

当地では自動車やバイクの盗難が発生しており、自動車の部品に至るまで大小様々な盗難事件を含めるとかなりの数に昇ります。

次のような点に注意して下さい。

- (1) 路上駐車はなるべく避け、出入りのチェックがしっかりした駐車場を利用する。
- (2) 車内には貴重品等は置かない。
- (3) 車のドアの施錠励行。

(5) クレジットカード被害

最近、クレジットカードに関係する被害が増えておりますので、使用時には次の点に留意する必要があります。

- (1) 金額を確かめてからサインする。
- (2) 数字や単位が不明確な場合はサインする前に必ず店員に確認する。
- (3) 店員がカードをインプットする時は、余分にプリントして使用されないよう目前で合わせる。
- (4) 領収書は必ず保管しておく。間にカーボンが入った領収書は、サイン後カーボン紙は必ず破棄する。

(6) パスポートの不携帯トラブル

年末や正月等祭事の前後にパスポート不携帯に係わるトラブルが多くなります。

マレーシアでは官憲は「外国人に対し、パスポートの提示を求めることができる」ことになっております。従って、警察等からの提示を求められた場合は速やかに応じられるように所持していることが原則ですので、充分認識の上、対処して下さい。

(7) その他マレーシアで特に注意を要する事項

- (1) マレーシアの政治、宗教に関し、みだりに批判的発言をせず、日常生活においても必要以上に深入りしない。
- (2) 麻薬等の取引や吸引には一切関わらない。(麻薬や銃の所持は好奇心といえども捕まれば極刑)

5. 交通事故

いわゆる防犯と少し異なりますが、万一、交通事故を起した場合の対処基本的留意事項についてご説明します。

- (1) 軽微な接触、追突、自損事故(対物)

(1) マレーシアの交通規則上、全ての交通事故は24時間以内に警察署に報告することとされており。

しかし、負傷者等がなく事故も軽微な場合は、当事者双方で損害賠償の話し合いがつかずには警察もあえて介入はしないようです。

(2) 当事者双方で話をつける場合は「どちらに過失があったのか」「お互いの損害の程度及び損害額」「支払い方法」等について話し合います。双方で話し合いがその場でついた場合は簡単な示談書を交わしておくことが望ましいと言われております。

(3) 先方が過失を認めなかったり、理不尽な要求をしてきた場合等、その場で解決が困難な場合は警察の手に委ねる方が望ましいと思われれます。この場合、ポリスレポートを加害者、被害者双方が出すこととなりますが、一方のみ出すことのないよう相手に確認して下さい。

外国人は英語でレポートできますが、事故当事者が英語が苦手な場合は、委任を受けた代理人でもレポートできます。この場合、事故当事者は立ち会う必要があります。

(4) 但し、警察は通常民事に介入しませんので、損害賠償については別途保険会社に連絡の上、保険会社同士で話し合いがされることとなります。(保険会社の請求手続にポリスレポートが必要な場合がありますので、予め保険会社に確認しておくこと。)

(2) 相手が負傷等をしたたり事故の程度が大きい場合

(1) 先ず、負傷者の救護を第一に手配する必要があります。この場合、現場の状況や相手方の負傷の程度にもよりますが、救急車を呼ぶか、通行中の他の車の援護を求めるか、自分の車で病院に送るか、いずれかの方法でとにかく至急負傷者を病院に送る手配をします。

(2) 次に警察に第一報を入れます。警察は通報を受け次第現場に赴き、検証を行います。その後、事故当事者は警察に同行しポリスレポートを作成することとなります。人身事故や大事故の場合は、事故の程度にもよりますが、通常、罰金や免許停止等の罰則が適用されます。

警察の手続きと平行して保険会社にも連絡し、指示を受けることも必要です。

(3) 交通事故に際しての心構え

(1) 当地では交通事故が発生すると野次馬が群がり、死傷事故の場合はその場で加害者に報復リンチを受けたことも過去にはあったようです。

従って、身の危険を感じるような場合は最寄りの警察署に直行して事情を説明し、保護を求めることも考えられます。

(2) 自動車を運転する際は、万一の事態に備えて、常に自分の身元を明らかにするものや緊急連絡先等を携行して下さい。また、自動車登録証、保険証の写しは常時自動車に備えておくこと。

(3) 交通事故の処理方法は、ケースバイケースで異なりますが、特に婦人の方は万一の場合に備え、御主人や知人等と連絡先や対処方法等について予め打合せておくことが望ましいでしょう。

6. その他

(1) 主な緊急連絡先

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 警察、救急車、消防車 | (電話) 999 |
| (2) ペナン警察本部 | (電話) 375522 |
| (3) Gleneagle Medical Center | (電話) 376111 |
| (4) General Hospital | (電話) 373333 |
| (5) 日本薬房Dr.Tee (日本語可、毎月曜日休) | (電話) 362166 |
| (6) 在ペナン日本国総領事館 | (電話) 368222 |

(2) ポリスレポート等の作成ポイント

(1) ポリスレポート

○いつ (〇月〇日〇時〇分頃)
○誰が (自分の名前、パスポート番号、住所等)
○どこで (〇〇市〇〇通りの〇〇で)
○何があったか (〇〇に部屋に入れられ、荒らされた)
○被害の程度 (被害は現金〇〇M\$、パスポート、キャッシュカード、貴金属)
〇〇年〇月〇日
住所 (電話番号)
氏名サイン

(2) 示談書

〇〇年〇月〇日の事故については〇〇が〇〇に対し〇〇M\$支払うことにより解決し、今後追加請求等を行わない。

また、双方はポリスレポートを行わない。

〇〇年〇月〇日
双方サイン

(3) 邦人の犯罪被害例

(1) 家宅侵入 (強盗)

○長期滞在者 (男性) : アパートに友人からのみやげ物を届けに来たと言ってドアを開けさせ、留守番のメイドをピストルで脅して縛りあげ、電気製品を奪い逃走した。

○長期滞在者 (女性) : 日曜日の昼、アパートにデパートの品物を届けに来たと言ってドアを開けさせ、付近に隠れていた2人と共に室内に押入り、手足を縛り目隠しをした上で現金、キャッシュカード、貴金属を奪って逃げた。

○長期滞在者 (男性) : 滞在先のホテルに電気工事に来たと言ってドアを開けさせ、仲間の2人と共に部屋に入り、ピストルで脅して手足を縛り、現金、時計、貴金属を奪って逃げた。

(2) 家宅侵入 (窃盗)

○長期滞在者 (男性) : 夜アパートに帰ったところ、部屋が荒らされ現金のみ盗られていた。ドアの鍵はかかっていた。

○旅行者 (男性) : 投宿先のホテルに帰ったところ、部屋に置いていた旅行カバンがこじあけられ、現金とパスポートが盗られていた。

(3) 会社事務所侵入 (窃盗)

○夜、工場の事務所が荒らされ、金庫に保管していたパスポートと現金が持ち去られた。

○工場に6~8人の泥棒が入り、事務所から現金と掛時計を持ち去った。

(4) 脅迫

○長期滞在者 (男性) : 日系企業の代表者に「金を払わないと会社に災難が起きる」と脅迫してきた。(その後被害はなし)

○長期滞在者 (男性) : 若い男から会社の方に電話で車の運転についてクレームをつけ「今後、命を落しかねないので用心しろ」と脅してきた。(その後すぐに車を替えた)

(5) 置き引き

○旅行者 (女性) : ホテルのコーヒーショップで食事中、そばの椅子に置いたカバンがいつの間にかなくなっていた。

○旅行者 (男性) : ホテルで現地の男から写真を撮ってくれるよう頼まれ、終って戻ったところテーブルに置いていたバックとカメラがなくなっていた。

○旅行者 (男性) : デパートで商談中、ウィンドーケースに置いたショルダーバックを置き引きされた。

(6) 引ったくり

○旅行者 (女性) : 歩道を友達と歩いていたところ、後から近づいてきた2人乗りのバイクの男からショルダーバックを引ったくられた。

○旅行者（女性）：レンタバイクで走行中、通りぬけた2人乗りのバイクの男に籠の中のバックを引ったくられた。

○旅行者（男性）：バスに乗ろうとしたところ、2人組の男に前後をはさまれ、バックを引ったくられた。

(7) いかさまカード賭博

○旅行者（男性）：マレー系の女性に誘われ、彼女の家でいかさまカード賭博にひっかかり、金及び貴金属、現金約60万円相当の被害にあった。

○旅行者（女性2人）：フィリピン系の女性2人から話しかけられ、おじさんの家と称するところでいかさまカード賭博をやり、金及び現金約100万円相当の被害にあった。

○旅行者（男性）：いかさまカード賭博に誘われ、約500万円相当負けたが「払えない」と言ったところ部屋に監禁された。その後、自力で脱出した。

おわりに

犯罪の被害者とならないよう、日頃から用心することは最も肝心なことです。不幸にも万一遭遇した場合は、自分の身体及び生命の安全を最も優先に考えることが必要であり、一切抵抗しないことが身を守る道でしょう。

データ名：●コタキナバル「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：13784

参照：4

●コタキナバル「防犯の手引き」

治安・防犯の手引（在留邦人用）

平成4年10月1日
在コタ・キナバル領事館

東マレーシアにおける治安状況は、犯罪発生率の高いと言われている東南アジアの中には、比較的良い方だと考えられます。しかしながら、外国に生活する邦人としては常日頃から如何なる不測の事態が生じて、それに即応できる態勢を整えておかなければなりません。また、不測の事態は一般的な形で発生するだけでなく、特定の個人にも誘拐、物盗り、窃盗、火事等の形で発生します。これらの事態に如何に対処するかについて以下要点を取りまとめたので、治安、防犯対策を考える際の一助として頂きたく、平素から物心両面にわたる準備を十分に行い、緊急時に落ち着いて対処できるよう心掛けて下さい。

また、これに関して各位より御意見、示唆等がありましたら、領事館まで御連絡下さいば幸いです。なお、この緊急時の手引のうち、第一部の治安の手引は、あくまでも仮定として東マレーシアにおいて緊急事態が発生した場合の対処の仕方の一例を記述したものであり、取り敢えず差し迫った事態を念頭においているものではないことを申し添えます。

第一部 治安の手引（緊急事態に際しての心得）

第1章 治安と普段の心得

1. 考えられ得る緊急事態の例

(1) 政情関係

マレーシアは他民族国家ですが幸い政情は比較的安定しており、また、治安状況も他の国に比較すると良い方であると言えます。我々が住む東マレーシアのサバ及びサラワク州は人種構成が半島マレーシアと異なるため、半島マレーシアとは異なる政治情勢にありますが、サバ州については、現在政権の座にあるサバ統一党（PBS）が1990年に国民統一戦線（BN）から離脱してから連邦政府との関係がぎくしゃくしており不安要因を抱えておりますが、差し迫って危険な事態が生じるような状況にはないと言えます。本年6月コタ・キナバル在住の邦人代表の方々と第1回目の海外邦人安全連絡協議会を開催した時もこの認識で一致しました。また、サラワク州については、連邦政府との関係も良好で政情の不安は余りないと認められます。

しかしながら、過去の例では1986年のサバ州選挙時に、時のPBS政権に挑戦したUSNOが、選挙結果を不服として、USNO支持下のフィリピン移民等を使って市内の一部で放火、焼討ち、デモ行進等の暴動騒ぎを起こし、コタ・キナバル市内に夜間外出禁止令が出されたことがありました。また、現在はPBS政権を好まない連邦政府と州政府との関係が刺々しいものとなっており、例えばこうした状況が何らかの機会に不測の事態に発展し兼ねないとも限りません。サバ州を連邦から分離させようとしたとの容疑で現在国内治安法（ISA）に基づき7名が依然として拘留されておりますが、これは両者の関係を象徴的に表しているとも言えます。

また、1963年、当時の北ボルネオ（現サバ州）及びサラワク州がマレーシア連邦の

結成に参加した時これに反対するフィリピンやインドネシアから脅威を受けたという歴史的事実があります。現在は事態は一変しておりますが、第三国との関係でサバ、サラワクが混乱に巻き込まれ得る事態は現在は考えにくいにしても全く否定は出来ません。

我々外国に住む者としては、こうした異常事態が生じることを前提に常に心の準備をしておく必要があると思われま

(2) 日本赤軍の活動

日本赤軍は活動の拠点を海外に置いております。サミットの会議や日本にとって大きな意義のある行事があるとき行動を取る恐れが常にあります。アジアではこれまでにクアラ・ Lumpur、ダッカ、シンガポールなどで行動を起こしたことがあります。狙いは政府関係機関が多いですが、民間機関への襲撃、占拠、要人の誘拐なども排除出来ません。

(3) 誘拐

邦人を対象とした金銭の奪取を目的とした誘拐事件が中南米やアジアでに多く発生していることは周知の通りです。半島マレーシアや東マレーシアでは幸いこれまで邦人を対象とした誘拐事件は発生しておりませんが、テロ集団の資金源として、または、大金を目当てとした犯罪組織が金持ちと見られている日本人をターゲットとする可能性は何処においても否定できません。

(4) 物盗り・窃盗

物盗り、窃盗等はこれまで多数報告されていますので、第二部で改めて防犯の詳細を述べますが、ここでは、これらは各位を取り巻く環境の中で、24時間何時でも起こり得る、身近なものであることだけを指摘するに止めておきます。

2. 平時の準備

(1) 準備一般

緊急時に備え、必要最小限の物は、一つのスーツケース等に纏め、特定場所に保管しておく。緊急時に持ち出す見廻り品チェックリストを常に用意しておいて、何時、如何なる時でも緊急時に必要な物を忘れずに、迅速に行動できるように心掛けることが必要です。

(2) 旅券等の準備

旅券の完備とともに、必要とあらば予想避難国へ即座に出国できる用意をする。また、不測の事故に備えて旅券内の所持人記入欄に、国内連絡先、電話番号等、必要事項のほか血液型も記入しておくことをお勧め致します。

(3) 航空券の準備

いざという時のためにオープン航空券を所持していることも一案です。

(4) 現金の用意

家族全員が10日間位生活でき、隣国等へ避難できる現金外貨(米ドル若しくは円)やクレジットカード等を予め用意しておくことも大切です。また、貴重品等も必要に応じ即座に持ち出せるよう纏めておくことも必要です。しかし、貴重品や現金等を不用心に身近に置いておくことは、空き巣や窃盗に目をつけられる事にもなりかねませんので、各位の工夫が望まれます。

3. 生活必要物資の備蓄

緊急事態が発生し、長期にわたり外出不可能な状態が予想される場合に備えて非常用物資の備蓄に心がけて下さい。原則として各人あるいは所属会社で用意することが望まれます。当地では、選挙前に地元民が政情不安による暴動等に備えて買い出しをする様子が見られますので、参考にされるとよいでしょう。備蓄を必要とされる物には次のような物があります。

(1) 食料(米・調味料・缶詰・インスタント食品・粉ミルク・飲料水等。健康な成人に限らず乳幼児、病弱者がいることも考慮する。)

(2) 緊急医薬品(家庭用常備薬の他、負傷者治療用の医薬品、ミネラルウォーター等飲み薬に使用する水も用意する)

(3) 衣類(最小限必要な洋服・下着・履物・手袋・衣類補修用具等)

(4) その他 (携帯ラジオ・懐中電灯・乾電池 (若しくはバッテリー)・蠟燭・簡易ライター・マッチ・缶切り・栓抜き・水筒・若干の食器・洗面用具・サバイバル用具)

以上の物を念頭に、少なくとも10日間くらい生活できる程度用意しておき、定期的に点検の上、随時新しいものと交換しておいて下さい。

4. 領事館との連絡

領事館への在留届の提出 (帰国の場合には届出の撤回) は、法律により義務化されていますが、緊急時の連絡・伝達のためにも必ず履行して下さい。邦人企業等の支店・駐在員事務所は、在留届を必要としない3カ月以内の出張者であっても、暫く滞在する人については動向把握のため当該出張者名を速やかに領事館に報告して下さい。また、最新の日本人会連絡網を常時見やすいところに置くと共に、電話不通時に備え連絡者宅までの伝達方法を平素から確認しておいて下さい。

第2章 緊急時の対策

1. 緊急時の連絡

緊急事態が発生し、また、その可能性が予見される場合には、領事館は日本人会と緊密な連絡を取りつつ情報の収集、情勢の判断、その他取るべき対策の決定等に務めます。これらの情報は日本人会の連絡網その他の方法を通じて在留邦人各位に通報しますので、各自その連絡に留意し、流言飛語に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれないように心がけて下さい。なお、日本人会の連絡網による連絡は必ずメモを取り、受けた連絡内容をそのまま次の人に連絡して下さい。

2. 情報の把握

邦人相互間の緊密な連絡、ラジオ・テレビの聴取、領事館への問い合わせ等により、できるだけ正確な情報の把握に努めて下さい。なお、NHKラジオジャパンを通じ、本邦より緊急メッセージを送信することもありますので、日頃より短波国際放送の聴取を習慣づけることが望まれます。

3. 領事館への連絡

(1) 在留邦人の安全に重大な懸念のある事態の発生を知った場合には、至急領事館または日本人会に連絡して下さい。なお、電話が不通の場合も事情が許す限り、その他の方法を用いて通報して下さい。

(2) 地方在留の邦人が、当領事館と連絡が出来ない、ないしは連絡に極めて時間がかかるような場合には、ブルネイ、シンガポール、KL等の日本大使館へ連絡するのも一案です。

4. 緊急避難等

(1) 領事館若しくは日本人会から避難あるいは引き揚げの勧告があった場合には、これに従ってなるべく早く避難あるいは引き揚げを実施するよう希望します。この場合、一般商業機が運航されている間に避難、引き揚げを行うことが望まれます。同時に避難、引き揚げに際しては、その旨領事館に届けるとともに (在留邦人の安否の確認のため重要)、連絡網に基づく次の連絡者及び被連絡者の双方にも通報することを忘れないで下さい。

(2) 事態の緊迫化に伴い、領事館より避難または引き揚げのための集合を指示された場合には、前記第1章に従って、時間の許す限り充分な準備をした上で速やかに指示された場所に集合あるいは引き揚げを行って下さい。

(3) 避難、引き揚げの移動に際し、国旗を利用する場合には領事館と協議して下さい。

5. 事前引き揚げ

領事館の引き揚げ勧告を待たず、各自または会社等の判断により、自主的に随時本邦へ

引き揚げまたは近隣諸国に避難する場合にも、その旨領事館へ届け出ると共に連絡網の連絡者及び被連絡者の双方に通報して下さい。

6. その他

「治安・防犯の心得」は、緊急事態に備えての邦人各位の取るべき指標の一例となるものですから、常時目の届くところに日本人会の緊急連絡網と一緒に置いて活用して下さい。

第二部 防犯の心得

第1章 サバ州・サラワク州の治安状況

東マレーシアでは半島マレーシアでみられるような麻薬常習者による犯罪は少なく、むしろ外国人移住者による窃盗犯の犯罪が多いことが特徴として挙げられます。特にインドネシア、フィリピンからの移民は、サバ州においては42万人乃至45万人にも上るといわれ、その多くが不法移民でこれらによる犯罪の多発は当局にも頭の痛い問題となっております。但し、マレーシア人による犯罪率も増加しておりますので、常時用心が肝要です。因に、殺人、強姦、傷害、強盗、窃盗等の主要犯罪は、1991年の1年間にサバ州では2,543件、サラワク州では4,748件も発生しており、前年に比較してそれぞれ18.9%、16.5%も増加しています。

第2章 犯罪防止のための心得

1. 誘拐

身代金目当ての誘拐は、これまで領事館が承知している限りでは起きていませんが、将来、政府関係者及び邦人企業の要人等を対象とした誘拐は充分起き得る可能性がありますので、次の点に留意されることを望みます。一旦誘拐事件が起きれば、それに対する措置はサバ州警察当局が第一義的に介入しますが、何よりも事前の予防心得が大切です。

(1) 身代金目当ての誘拐に対しては、日頃から従業員、使用人若しくは第三者に現金、口座預金、貴重品等の保管・取扱において、充分に気をつける事が必要です。また、第三者から恨みや敵意を買われないように、特に地元民に対して日頃の言動にも留意する必要があります。

(2) 仮に誘拐の対象として目を付けられた場合でも、会社への通勤経路や行動パターンを絶えず変えることで、ある程度の予防にはなります。

(3) 不幸にして誘拐事件に巻き込まれた場合には、自力で解決しようとはせずに、速やかに警察へ通報し、適切な指示を受けることが肝心です。同時に関係者の属する会社への連絡と共に、領事館へも直ちに通報して下さい。

(4) なお、誘拐対策のビデオが領事館に備えてありますので御一覽下さい。

2. 窃盗・空き巣等の防犯

在留邦人を対象とした軽犯罪で頻繁に起きるケースは、窃盗・空き巣です。特に犯行前から目標となる家屋周辺を下見し、誰もいなくなる時間帯を見計らって後刻侵入する事例がよくみられます。その手口も巧妙で、直接ドアを壊して侵入するものから、窓の鍵を上手に壊した上でカーテン等でカモフラージュしたり、引越しや配達業者、電気器具の修理等を装うものまで、実に多様です。これら軽犯罪は、警察当局でも調査不可能なものが多く、従って襲われた方が損をするのが現状ですので、日頃から次の諸点を特に注意する必要があります。

(1) 窃盗の目標となるか否かの重要なポイントの一つは、家屋に誰がいることです。早朝、人が寝静まっている時間帯を狙う泥棒もいますが、家屋に誰がいることで、ある程度の防犯措置になります。従って家を空ける必要がある場合には、一見して外から見て誰がいるかの如く装うか、または隣近所に気をつけてもらう等の気配りが大切です。

- (2) 必要以外の時間は門を閉めておき、鍵は南京錠を使用する。
- (3) 窓には鉄格子をつける（但し、火災等の非常退避経路は確保しておく）。また、鉄格子やクーラーの取り付け部分がしっかりと固定されている事を確認する。
- (4) 外出や就寝の前に、ドアや窓の鍵が全て掛かっている事を確認し、施錠した状態でドアや窓がぐらつく場合には修理するか新しいものと交換する。かつ、鍵は極力3点式鍵以上の物を装着するよう心がける。
- (5) 夜間は何ヵ所かの照明をつける。番犬を飼う等泥棒が近寄りにくくするのも一案です。
- (6) 不審な人物や事柄には見て見ぬ振りをせず、声を掛けるなど何らかの形で警戒心を示すことも重要です。警戒していることが分かると目標を他に切り替えることにもなります。
- (7) 事前に家人の習慣等を下見して犯行を計画するケースが多いので、夜間等一定化した外出を避ける。
- (8) 見知らぬ人が訪ねてきた場合には、訪問目的が確認できるまでは敷地内に入れない。使用人にもこの点を徹底させておく。
- (9) 使用人の解雇に際しては冷静に対処し、極力恨みを買われないようにする。過去にも前に使っていた使用人の手引で賊に入られたケースがある。
- (10) 日常使用しない現金や貴金属等の貴重品は、銀行に預ける等、安全な場所に保管する。また、一見してそれと分かる様な保管方法を避ける。
- (11) 万一の場合に備えて、貴重品の製品番号等を控えておく。盗難品は本人の物であると確認されるまで返却されない場合があります。また、後に保険の請求をする場合にも必要になってきます。

3. 集団スリ等

グループの一人が歩行中に近寄ってきて、それに気を取られているスキに背後から財布等を抜き取られるという事件が、ショッピングセンターやホテルで発生しています。このような場合、何にもまして各人の日頃の注意が大事ですが、その中でも防犯のヒントとなる次のような対策が考えられます。

- (1) 現金を持ち歩く時は必要最小限にとどめ、街中ではむやみに現金を数えたりしない。
- (2) やむを得ず高価な貴重品等を携行する時は、できるだけ一人での行動や人気（ひとけ）の無いところでの行動は避けるようにする。
- (3) 一見してスリに目を着けられるような、いかにも金持ちの日本人であることを体現するような服装を避ける。

第3章 邦人の身分の拠所としての日本国旅券の管理義務

身分証明書制度がない日本人にとって、日本国旅券は外国滞在中邦人各位の自己の帰属と身分を証明する唯一の書類であります。従って旅券は緊急事態の際に各位の身分を証明し、また、日本の在外公館が邦人の身分を確認し援助の手を差し伸べる際の最も重要な書類となりますので、その管理には万全の注意を払って下さい。

緊急連絡先電話番号

- 警察 (コタ・キナバルの場合)
999、58191、243999
- 救急 (コタ・キナバルの場合)
50555
- 消防 (コタ・キナバルの場合)
55999

在コタ・キナバル日本国領事館
088-54169、54695、54698、
53717

在マレーシア日本国大使館
03-2427044、2427928、
2427639

在フィリピン日本国大使館
007-63-2-818-9011~9

在シンガポール日本国大使館
02-2358855~9

在ブルネイ日本国大使館
077-673-2-229265

KAN00010 ミャンマー【安全の基礎】
ミャンマー連邦
The Union of Myanmar

1998年9月の国軍による政権の掌握後、国内情勢はかなりの落ち着きを取り戻しており、夜間外出禁止令も解除された。1989年5月12日から観光査証を従来の1週間から2週間に延長し、最近では外貨獲得を目指した観光政策を背景に観光査証の取得が容易になり、日本人旅行者が増えつつある。しかし、ミャンマー政府の基本的体制は変わっていないので、外国人の行動については従前どおり厳しく監視、規制されることがある。

出入国時の留意事項

●査証

日本とミャンマーとの間には査証免除取極がないので、入国前にあらかじめ査証を取得する必要がある。ミャンマーの査証は外交査証、公用査証、普通査証に分かれ、普通査証には通過査証、観光査証、取材査証、入国査証がある。

通過査証は滞在24時間以内、観光査証は2週間の査証が発給されるが、延長はできない。入国査証は入国目的終了までの間であるが、通常は1～2週間の入国査証を取得し、入国後3カ月または6カ月の滞在許可を取得している。査証の取得は在日ミャンマー大使館等外国にあるミャンマー大使館、領事館で申請書に必要事項を記入し、写真4枚を添えて申請する。

●出入国審査

出入国には正規の査証を取得していれば、出入国審査関係では特に問題はない。ただし、国営店以外で買った宝石類等の持ち出しは禁止されている。

●外貨申告

ミャンマーでは為替管理が厳しく、2000米ドル以上の手持ちの外貨を持ち込んだ場合（持ち込み額は無制限）については、入国の際外貨申告書（FOREIGN CURRENCY DECLARATION FORM）2枚（当局および本人所持用）に正確に記入する必要がある。この外貨申告書は6カ月間有効で、ミャンマー滞在中、すべての外貨から現地通貨（チャット）への換金が記入される。

現地通貨への換金は銀行および主要ホテルでのみでき、それ以外の不法な換金（ヤミ換金）は禁止されていて、違反すると厳罰（6カ月以上3年以下の懲役）に処せられる。外貨申告書を紛失した場合には直ちにホテルのマネジャーまたは警察に届け、その指示に従うこと。

また、下記以外の観光入国査証所持者は最低200米ドルまたは、それ相当額の外貨を外貨証券（FEC）に交換する義務がある。なお、日本円からの換金はできないのであらかじめ米ドルを準備しておく必要がある。

- (1) 12歳以下の子供
- (2) 国営ツアーリストを通し費用を前納したパッケージ旅行者
- (3) 外交・公用旅券所持者
- (4) 再入国査証所持者
- (5) 通過査証所持者

●通関

入国時の申告物品は宝石、貴金属類、ラジオ、テープレコーダー、卓上電子計算機、その他電気製品、カメラとなっているので、持ち込む際は税関申告書（CUSTOMS DEPARTMENT PASSENGER DECLARATION FORM）に品名、価格等を記入のうえ、提出する。禁制品は武器弾薬類、金銀等貴金属の大きな塊、麻薬類となっており、入国の際申告の

うえ、税関の倉庫に預けなければ没収される。酒1本、煙草200本、そのほか適当量と認められる食料品は無税で持ち込むことができる。出国の際、ドルショップ、主要ホテル、空港売店そのほか国営店で買ったものは問題ないが、私営店で買った宝石、象牙類が出国の際見つかりと没収のうえ、処罰（6カ月以上3年以下の懲役）されることがある。申告物品は出国の際税関において照合のうえ、持ち出さなければならないが、不足品があれば、税金を徴収されることになる。現地通貨の持ち出しは禁止されている。現地通貨の残金は出国の際、空港の銀行支店で外貨に換えることができる。

なお、出国手続の際、空港税として6米ドルの支払いを必要とする。

滞在時の留意事項

●滞在届

ミャンマーに90日以上滞在する外国人は内務省で外国人登録をしなければならない。内務省で外国人登録証（THE REGISTRATION OF FOREIGNERS RULES, 1948. Form A.）3枚に所要事項を記入し、登録官の認証を受け、写真貼付の後署名をすることにより、外国人登録証明書を入手することができる。外国人登録を怠ると3年以下の懲役もしくは罰金またはその両方に処せられる。

●旅行制限

ミャンマー国内の旅行で自由に行けるところはきわめて限られており、外国人立ち入り制限区域が設けられている。これらの区域へ旅行する場合には関係官庁（国防省、内務省ほか）の許可を取り付ける必要があるが、治安情勢などの理由により、許可が下りる可能性は少ないようである。

●写真撮影の制限

人民議会議事堂、大統領官邸、政府合同庁舎、刑務所、軍および警察関係施設等は写真撮影禁止となっている。また、経済困難の実情写真を撮ることも避けるべきである。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の輸入や所持については厳しい処罰があるので、麻薬には一切かわらないようにすることが必要。麻薬を外国から持ち込んだ場合には罰金5万チャットおよび懲役10年から無期懲役の処罰を受ける。さらに悪質な場合には死刑に処せられる場合もある。

●不法就労

査証上に記載される条件で滞在が認められ、この在留資格に違反すると2年以下の懲役および罰金もしくはその両方に処せられる。

●治安維持

ミャンマーの軍政府は、反政府分子に対し厳しい監視体制を取っている。特に政府や軍に対する批判に対しては神経質であり、外国人の行動に関しては政府が関心をもっている。慎重な行動を取ることが望まれる。また、ミャンマー人には日本語を解する者が予想以上に多いので、日本語を話す際にも注意が必要。

●その他特殊取締

ミャンマーでは外貨の為替管理（不法換金）および不正の金や宝石類、象牙類の持ち出しについてはきわめて厳しい取り締まりを行っている。通報者には報奨金を出すため、不法換金や宝石の不法売買を目撃した者や、その当事者（売った本人）が通報者になる場合もある。これに違反すると実刑が科され、厳しい条件のもとで懲役刑に服することになるので、金額の多少にかかわらず、このような行為は絶対に慎まなければならない。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

ミャンマー人は、仏教信仰心があつた国民なので、反仏教的言動は避ける必要がある。パゴタや寺院の境内に入る際にはいかなる人物でも必ず裸足にならなければならない。これを無視することは、仏に対する最高の不敬とされている。

左手は不浄とされているので、握手や物品の授受には左手を使用しないようにする。また、人の頭に手を置くことは嫌われるので、特に子供の頭をうっかりなでないように注意すること。

安全のためのひとくちアドバイス

ミャンマーは概して治安が良く、強盗、恐喝は少ない。ただし、最近では物価の上昇によって一般人の生活が苦しくなったこともあり、泥棒、空き巣、スリ等が多発の傾向にある。外出、就寝の際にはドアの施錠を忘れないように気をつけるとともに大金、貴重品は持ち歩かないことが大切。旅行者はホテルのセーフティ・ボックスを利用する手もある。また、観光等で車を降りる際には貴重品は車に置かないで、必ず持って出るようにすること。

貴重品を自宅で保管する場合には鍵のかかる場所に保管し、使用人等人目に触れさせないこと。

北部および東部の国境地帯では治安上の問題もあって、外国人に対しては旅行制限が課されている。危険地域への出張には治安当局の護衛がついて回るほど治安が不安なところもあるので、危険地帯に立ち入るのは避けること。

現地のホテルのドアは異なった部屋の鍵で簡単に開く場合があるので、貴重品には十分注意すること。ホテルには外貨のおつりがない場合もあるので、小額紙幣を用意していると便利である。

健康上の留意事項

ヤンゴンで感染しやすい疾患としては、風邪、食中毒、原虫性下痢（主としてアメーバ赤痢）などがある。長期滞在者には、ビールス性肝炎（A型）やデング熱に罹患する人がある。ヤンゴン以外の地域ではマラリアにも注意する必要がある。これらの予防には次の点に注意する必要がある。

- (1) 飲用水、食べ物は必ず加熱する。
- (2) 調理したものはなるべく時間を置かずに食べる。
- (3) 現地産の生肉、刺身、生卵、生ミルク、氷の入った飲物などは危険である。
- (4) 暴飲、暴食、過労、睡眠不足などにならないよう注意し、生活が乱れないことが大切である。
- (5) 外出から帰ったときや、食前には必ず石けんで手を洗う。
- (6) 使用人に衛生知識を教え、調理前には必ず手を洗わせる習慣をつけ、使用人の健康管理と衛生状態について常に配慮する。
- (7) 就寝時はクーラーを消すか、クーラーをつけて寝る場合にも直接冷風があたらないようにする。
- (8) できるだけ蚊に刺されないように工夫する。

ミャンマーの医療事情は衛生面に問題があるうえ、外貨事情の悪さから医薬品等が極端に不足している。外国人専用の病院としてカンドージ・クリニック（KYAIKKASAN ROAD, Yangon）が開設されており、簡単な手術や緊急の場合の手術は一応可能である。また、大使館には日本からの医務官が派遣されているので、緊急やむを得ない場合には、在留日本人、旅行者でも医療相談を行うことが可能である。

緊急時の連絡先

〈警察署〉

バハン地区 Tel.50360

カマニ地区 Tel.30304

マヤンゴン地区 Tel.60352
サンジャウン地区 Tel.31184
(警察) Tel.199
(救急車) Tel.71111
(火災) Tel.191
(病院) ヤンゴンゼネラルホスピタル (急) Tel.192
カンドージ・クリニック Tel.50149, 50319
(日本語の話せる医者)
DR. NGWA SOE (9:00~16:30) Tel.92835, 92836,
92837 内線227 上記以外の時間 Tel.50293
DR. AUNG KYAW (9:00~16:30) Tel.71459

緊急時の言葉

「警察を呼んでくれ」 = パレイツ・コーペーバー
「救急車を呼んでくれ」 = セーヨンカー・コーペーバー
「泥棒」 = タコー
「助けて」 = ケーゼーペーバ
「スリだ」 = ガパイナイ
「火事だ」 = ミーラウン
「病院」 = セーヨン

在外公館アドレス

●大使館

在ミャンマー大使館

Embassy of Japan, No.100, Natmauk Road, Yangon, the Union of Myanmar
(P.O.Box 841)

Tel.52288, 52290, 52298, 52640, 52641

データ名：モルジブ【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：4632

参照：8

KAN00010 モルジブ【安全の基礎】

モルジブ共和国

Republic of Maldives

出入国時の留意事項

●査証

観光目的で入国する場合、30日以内ならば、査証は不要で、最大60日間の延長ができる。ただし、旅券が滞在期限を超えて有効なものでなければならない。

●出入国審査

黄熱病の感染地域から入国する場合には、イエローカードが必要。
出国時には、空港ターミナルビル入口隣のカウンターで、出国税10米ドルを支払い、領収証をもらうこと。
なお空港は、首都マレの隣に位置する島にあり、空港までは船で行く必要がある。

●外貨申告

制限はない。
主要国の通貨であれば、空港にある銀行でモルジブ通貨に両替ができるが、モルジブ国内でも広く米ドルが通用している。

●通関

入国時の通関は厳格、必ず荷物は一通り開けて確認される。
武器・凶器、ポルノ（印刷物を含む）、麻薬類などの持ち込みはもちろん禁止であるが、モルジブはイスラム教国であるため酒類および豚肉（ハムを含む）も持ち込みが禁止されている。検査官が、荷物検査の際わざと荷物を手荒く取り扱い荷物の中に紛れている酒瓶を割ろうとする場合があるので要注意。
ビデオテープは税関で預かり（預り証を発行）、チェックされる。チェック後預り証と交換で返してもらえが、数カ月かかると覚悟したほうがよい。

滞在時の留意事項

●滞在届

1カ月以上滞在する場合（3カ月までの滞在が可能）には、30日以内に首都マレの出入国管理局に対し、査証の延長を申請しなければならない。

赴任者などの長期滞在者は公共事業労働省に事前に許可申請をし、入国後、出入国管理局に対し、長期滞在査証および身分証明書の発行を申請する。その後、1年毎に更新しなければならない。

モルジブは、金曜日が休日であり、役所の開館時間も8：00～13：30までであり、官公庁で手続き等をする際には要注意。

なお、この休日は木・金曜日が休日に、開館時間も9：00～16：00に変わる予定である。

●旅行制限

非イスラム教徒は、リゾート施設のある島以外は、旅行制限がある。訪れるためには、アトール行政省で旅行許可証を取得しなければならない。さらに国家保安局で旅行計画、訪問地を提示して「身分証明書」を発行してもらうこと。

●写真撮影の制限

国家保安局、大統領官邸警備隊は写真撮影禁止であり、その旨表示がしてある。空港では武装した兵士が目立つが、空港の写真撮影は自由にできる。そのほか特に写真撮影の制限はない。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

外国人が麻薬（ヘロイン、ハシッシュ、コカイン、マリファナ、LSDなど）の売買および使用等に関して逮捕された場合、12年～22年の入国禁止措置または禁固刑に加え、5000～20万ルフィア（1米ドル＝10ルフィア）の罰金刑を受ける。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民のほぼ100%がイスラム教徒（スンニ派）であり、イスラム教の教義に基づいた生活をしている。女性はあまり外に出歩かず、食材の買い物などはもっぱら男性の役割となっている。そのほかモルジブの人々は、群島をなす小さな島々で暮らしているためか、感情を表情に出さない人が多い。また人々は、外国人に対し警戒心、好奇心、羞恥心をもっている場合が少なくないので、不用意な態度で接することがないようにしたい。

イスラム教国のため、飲酒は、リゾート島以外では禁じられており、一部免税店を除き、酒類の販売もされていない。また、断食期間については、リゾート島を除き、飲食（ただし、日中の）も禁じられているので要注意。なお、イスラム教のモスクを訪れるときには、ふさわしい服装が要求される。

安全のためのひとくちアドバイス

治安状態は良く、深夜の一人歩きも特に危険はない。暴力事件も皆無に近く、スリ、もの乞いなどもほとんどいない。外国人でも暴力事件を起こす（たとえばモルジブ人に暴力をふるう）と軽微なものであっても、実刑を受けることがあるので注意が必要。

また、反政府的な言動は、法律で禁止されており、外国人の場合には一般的に強制送還される。

そのほか、外国人に対する通常の懲戒処分は、強制送還である。

健康上の留意事項等

インド洋諸国特有の伝染病（ Dengue熱などを除き）は、ほとんど発生していないが、衛生には十分な注意が必要。首都マレでは、ほこりっぽいこともあり、時には風邪をこじらせると高熱を伴うのが特徴。

生水は、雨水をためたものや塩分の混じった地下水であり、飲料水としてはミネラル・ウォーターのボトル（ホテルの売店で容易に手に入る）を飲むことができる。やむを得ず生水を飲む場合には、必ず煮沸・ろ過して飲むようにしたい。

首都マレには、24時間体制の国立病院があり、近代的な設備を整え、現地人と外国人の医師がいる。外国人開業医によるクリニックなどもいくつかある。

薬は町の薬局で簡単に手に入るが、常備薬などは持参したほうがよい。リゾート地によっては、医師を常駐させているところもある。

また過去、日本人観光客で遊泳中に水死した例がある。リゾート島の沖合には海流の速い箇所も多く、無理な単独遊泳を避けるとともに、ダイビング等の際には熟練したインストラクターのもとで行動する等十分注意する必要がある。

緊急時の連絡先

●マレ

〈警察への通報〉 Tel.119

〈救急車〉 Tel.102

〈アクシデントサービス〉 Tel.322111

〈国立病院〉 Tel.322400

〈消防車〉 Tel.118

〈電気〉 Tel.104

〈在マレ JOCV 事務所〉 Tel.322049

在外公館アドレス

●兼轄公館

在スリ・ランカ大使館

データ名：モンゴル【安全の基礎】

登録日付：93/06/28

モンゴル国

Mongolia

出入国時の留意事項

モンゴルへの入国目的を大別すると、観光、商用、外交・公用、トランジット（ロシアーモンゴルー中国）の4つになるが、観光目的の場合は、モンゴル観光局「ジョールチン」もしくはその他の民間旅行会社と提携している日本の旅行会社を通じて観光旅行の手配を行うのが簡便でありかつ確実である。日本の旅行会社数社が主に夏期にモンゴル・ツアーを企画・実施しているほか、モンゴルを訪れる日本人ハンターの数も年々増加している。

●査証

観光目的で短期滞在する場合には、「ジョールチン」の提携旅行会社を通じて、あるいは直接個人が査証発給を在日モンゴル大使館へ依頼し、入国査証を取得する。

商用の場合には、モンゴル側の権威あるカウンター・パートからモンゴル対外関係を通して在日モンゴル大使館に査証指示が出るので、特別の招待状を査証申請時に持参する必要はない。したがって、モンゴル側のカウンター・パートとモンゴル渡航に関して事前に何らかの手段により話し合い、先方の同意を得ていることが必要である。

外交・公用の場合には、原則として日本外務省、あるいは在外の日本国大使館が査証発給依頼を書面でモンゴル大使館に求めることになる。

最後に、通過査証取得については、先に最終渡航目的地の査証を取得した後、モンゴル大使館に査証申請を行えば通常2～3日で取得できる。

●出入国審査

空路を利用する場合には、出入国審査はすべてウランバートル郊外にあるボヤントオハ一国際空港で行われる。現在、モンゴルへ空路入国する主な経路は、(1)北京ーウランバートル、(2)東京ーモスクワーウランバートル、(3)新潟ーハバロフスクーイルクーツクーウランバートルの3つである（チャーター便は随時飛行可能）。また、国際列車で入国する場合、出入国審査はザミン・ウデ駅（南国境）あるいはスフバートル駅（北国境）のいずれかで行われる。ボヤントオハ一国際空港では、到着後入国カードに必要事項を記入のうえ、旅券とあわせて入国審査窓口で提示する。出国の場合はチェックイン後、出国カードに必要事項を記入のうえ、旅券、搭乗券とあわせて出国審査窓口で提示することになる。国際列車で入国する場合には、先に述べた国境駅で出入国審査官が列車に乗り込んで来て旅券写真と本人の照合をしたうえ、いったん乗客の旅券を回収し、査証の有効無効等の審査をした後旅券を返してくれる。

●外貨申告

外貨および外貨証券（トラベラーズ・チェック等）を支障なく持ち出すためには、必ず入国に際し、税関に所持金の申告を行わなければならないと定められている。ボヤントオハ一国際空港では、入国時には入国審査後、出国時には出国審査前に税関申告書の所定の欄に所持する外貨量を記入し提出しなければならない。ただし、モンゴル通貨の持ち出しにはモンゴル国立銀行の許可が必要なので注意が必要。

●通関

モンゴル入国時には税関申告書を記入提出のうえ、所持品の提示を行うことになっている。モンゴルに個人使用の範囲で無税かつ許可を得ることなく持ち込みまたは持ち出すことができる品物（旅行者1名当たり）は、ビデオカメラ1セット、写真機および付属機材1セット、計算機、時計各1個、皮革衣料あるいは毛皮衣料どちらか1着などとなっている。

持ち込み禁止の品物は次のとおり。

スポーツ品を除くすべての種類の武器、弾薬および薬室、爆発物、可燃物、漁網、短刀その他刀剣類、植物とその種子、モンゴルの社会体制と政治的および思想的に異なる書籍・印刷物、レコード、フィルム、絵画、ポルノ雑誌等、猫、犬、鳥、野獣、皮、毛皮、獣

毛およびその他検査証明書のない生鮮物品、放射性物質、麻薬・覚醒剤およびこれらを製造する目的の器具、催涙ガス・窒息性ガス、モンゴル銀行が認めた限度額を超えるモンゴル貨幣。

持ち出し禁止の品物は次のとおり。

あらゆる種類の武器、弾薬、金、銀、貴金属、宝石（ただし、個人使用のものは可）、モンゴルの法律により国外持ち出しを禁じられた書籍出版物（地図、統計集等）、カモシカの角、鹿茸、じゃこう、自動車部品および建設材料（輸入品）、当局の許可を受けていない学術研究材料、古生物・考古学的発掘品、植物および種子、天然資源の収集品、麻薬・覚醒剤およびこれらを製造する目的の器具、モンゴル銀行が認めた限度額を超えるモンゴル貨幣、自転車、テレビ、テープレコーダー、ビデオデッキ、発電機、冷蔵庫、電気掃除機、洗濯機、ミシン、上記製品の部品、電気コンロ、アイロン、家具、家庭用品、望遠鏡、羊毛および綿、絹、レースのカーテン、ベッドカバー、子供靴、衣服、ゆりかご、小麦粉、砂糖、角砂糖、ツツギー油、植物油、石鹼、洗剤（1991年1月現在）。

滞在時の留意事項

●滞在届

しかるべき受け入れ機関がない場合は入国、滞在が困難である。旅行者等短期滞在者の場合には、滞在届を提出する必要はない。留学生等長期滞在者については、旅券局（警察）にて滞在登録を行わなければならない。

●旅行制限

先頃まで外国人に開放されていた地域は、①首都ウランバートルおよび外国人立ち入り禁止地域を除くウランバートルから半径40キロの地域、②外国人観光客収容設備のある地方観光地であったが、1990年4月にこの制限はなくなった。ただし、外国人立ち入り禁止地域に何らかの目的で立ち入る場合には、これまでと同様にモンゴル当局の許可が必要となる。

●写真撮影の制限

外国人の写真撮影に関しては自由化を反映し以前のような厳しい制限は事実上なくなっているが、国境地帯や軍関係施設での撮影は禁止されているので、これらの場所で撮影する場合には、事前に当局の許可を取り付ける必要がある。なお、現地の人（特に現地の女性）を撮影するときは本人の承諾を得たほうがよい。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の所持・使用は刑法および税関規則で厳禁されている。

●不法就労

モンゴルで外国人が労働を行い対価を得る場合には、モンゴル政府の許可が必要とされているが、不法就労を処罰する特別の法律は現在のところない。ただし、「外国人の権利と義務」を定める法により国外追放の処罰の可能性はある。

●治安維持

モンゴルでは1990年の民主化運動により、体制と異なる政治・思想活動に対する取り締まりはなくなった。また、宗教の自由も、今までの制限的な態度を改め、ラマ寺の復活、イスラム寺院の設置を認めるなど自由化された。

●その他特殊取締

モンゴルでは狩猟・釣りは許可制になっている。また、許可を得ても狩猟解禁期間、狩猟・漁獲の方法、漁獲量制限等に関して詳細な国内法規があるので観光局等に問い合わせること。

モンゴルでは乾燥度の激しい時期（4月15日～6月1日および9月1日～10月15日）は山火事多発の時期であるため、郊外へのキャンプ、ハイキングはこの時期に限って許可制となっている。

モンゴルで自動車を運転するためには、モンゴルの自動車免許証を取得する必要がある。その際、モンゴルが有効と認める外国自動車免許証を所持していれば実技試験は免除となる。すなわち、日本の自動車免許証があれば実技試験は免除される。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

モンゴル人一般の日本人に対する感情は良い。

モンゴルの食事は羊を主としたもので、臭いが気になる人は食べ続けられないので、長期滞在者は日本からインスタント食品を持参したほうがよい。

モンゴルで最も普及している外国語はロシア語である。民主化の進展とともに英語学習者は急増しているが、通用範囲はまだ狭い。

安全のためのひとくちアドバイス

最近治安が悪くなっており、夜間人目のない所を1人歩きするのは避けたほうがよい。混み合った場所（バス、百貨店、自由市場）でのスリには要注意。

健康上の留意事項

ペストが発生している数少ない地域の1つであり、年間数名の死亡が報告されているが、主にタルバガン捕獲による感染であり、一般旅行者にはほとんど問題ない。

ウイルス性肝炎（経口、非経口とも）の罹患率も非常に高い。他の腸管感染症（主に下痢をきたす）への対策を含めて、食べ物・水には十分注意を払う必要がある。ちなみにB型肝炎ウイルスのキャリア（ウイルス保有者）は20%と日本の10倍である。

一般的な注意事項としては、モンゴルの標高平均が海拔1580メートルと高く、1日のうちでも気圧の変化がめまぐるしいこと、また、乾燥度が非常に高いこと等である。夏期（6～8月）は日差しが強く、冬期（10～4月）は厳しい寒さとなる。なお、8月末には秋が訪れるので、モンゴル旅行に際しては服装、身支度に十分注意する必要がある。

医療施設は、人、設備、衛生状態とも十分ではない。また近年、医薬品がまったく欠乏している。モンゴルで発病した場合、治療はほとんど不可能に近いことを肝に銘じてほしい。

緊急時の連絡先

在留日本人が少ないモンゴルには、旅行者援助の日本人機関は存在しないので、まずは日本大使館に連絡する。

参考までに緊急連絡先（電話番号）を表示しておく。

〈消防〉 Tel.01

〈警察〉 Tel.02

〈救急車〉 Tel.03

緊急時の言葉

「泥棒」＝ホルガイチ

「助けて」＝トスラーレイ

「警察（パトカー）を呼んでくれ」＝セルギーレホ ドダーライ

「救急車」＝トゥルゲン トオスラムジ

在外公館アドレス

●大使館

在モンゴル大使館

Embassy of Japan, Ulaanbaatar 13, Zaluuchudyn Gudamj 12, Ulaanbaatar, Mongolia (Central P. O.Box 1011)

Tel.324408, 328019, 328112

データ名：モンゴル「防犯の手引き」

登録日付：93/06/28

防犯の手引

平成4年10月1日
在モンゴル日本国大使館

I. はじめに

これまで一般にモンゴルの治安は良いと思われていましたが、ここ数年、とりわけ1989年末以降の政治改革とそれに続く市場経済導入政策が始まって以来、転換期に特有の規律と秩序の乱れ、道徳感の混乱と見られるもの、ウランバートル等都市を中心とする失業者の増加等が観察され、これに伴い都市部での治安が最近著しく悪化してきています。

モンゴルはまだ、日本ではあまりよく知られていない国の一つです。このような地に短期間又は長期間滞在をすることになった在留邦人の皆さんおよび旅行者の皆さんを主な対象として、この防犯の手引を作成致しました。ここに書かれていることはごく一般的なことであり、なによりも大事なことは皆さんが日頃から自らの生命、財産を護るよう注意を払うことです。その際、この小冊子が何らかの参考になれば幸いです。

II. モンゴルにおける犯罪の一般的傾向

モンゴルでの犯罪の大部分は、ウランバートル、ダルハン等の大都市に集中し、殺人、強盗、窃盗、暴行（含む婦女暴行）、スリ、置引き等が挙げられます。これら犯罪は飲酒者によって引き起こされる例が多く、また前科者による度重なる犯行が多いという特徴があります。因みに、92年1-7月の全国犯罪件数は7146件で91年同期比27%もの増加を占しており、7146件のうち2684件がウランバートル市で発生していると発表されております。（別添1. 参照）

これまで、邦人があった被害はスリ、窃盗、暴行などが主です。具体的な例をあげますと、邦人（女性）がモンゴル国営百貨店で買物中、携帯していた布製バッグをナイフで切りさかれ財布を取られたケース、邦人（男性2人）が夜間自宅へ帰る途中、数名のモンゴル若者に囲まれ、暴行をうけたケース、などがあります。

家宅侵入及び窃盗については、92年国立大学学生寮内で犯行が生じましたが、これは内部犯行の疑いが強く、少し特殊なケースと考えられます。しかし、わずか数時間留守にした間に家宅侵入され、家財、貴重品の多くを盗まれたと言う西側外国人記者の例などもあり、今後外国人を目標とした犯罪の増加が懸念されております。

それでは、このような犯罪に遭遇しないため、またこれらを未然に防止するために以下具体的な注意事項を挙げてみます。

III. 防犯のための具体的な注意事項

1. 家宅侵入、窃盗に関して

(1) 施錠設備、出入口扉、窓等について緩み、破損等がないかをチェックし、必要があれば補給、修理をしましょう。備え付きのモンゴル製（ソ連製）の鍵は簡単に開錠出来るので、なるべく施錠器具やチェーン・ロック等を取り付けることをお勧めします。

(2) 来訪者がある場合、チェーン等はかけたままにし、来訪者が誰か、来訪の目的等を確認してから開扉するようにしましょう。

(3) 不審な者が家の周りをうろついていないか注意し、必要ならば警察あるいは大使館に通報して下さい。

(4) 夜間外出をするときには、施錠を確認し、電灯をつけたままにしておく等不在でないように装うとよいでしょう。また、長期間留守にするときには貴重品等を信頼できる友人等に預ける、あるいはきちんと鍵のかかる場所に保管し、出来れば信頼できる友人等に家の管理を頼むとよいでしょう。

(5) 自宅には多額の現金、貴重品等をなるべく置かないようにし、オフィスの金庫や、銀行に預けるようにしましょう。

- (6) 見知らぬ者を容易に家屋、敷地内にいれないこと。また、知人が尋ねてくる場合には予め門番等にその旨を伝え、それ以外の者を敷地内にいれないよう注意しましょう。
- (7) 旅行計画や所有物の情報などを不用意に第三者に漏らさないようにしましょう。

2. スリ、置き引きに関して

スリ、置き引きは混んでいるバス、デパート、自由市場内等で日常的に発生しており、特に外国人を狙う犯行が多いようです。

(1) 不必要な現金、貴重品はなるべく持ち歩かないようにしましょう。また、旅券、現金、手帳、証明書等は一つの手荷物に入れるのではなく分散し携帯する方が良いでしょう。

(2) 人前で財布を出したり、現金を数えたりしないよう注意しましょう。

(3) ハンドバック等は手にぶらぶらとさせず、とりわけ人込みの多いところでは両手でしっかり抱える習慣をつけましょう。セカンドバック等の使用は避け、頑丈な素材の肩から斜めに掛けられるようなタイプのバッグ、あるいは背中に背負うタイプのバックを用いると良いでしょう。

(4) 片言の日本語あるいは英語を話す現地人が近寄ってきた場合、財布や貴重品には注意を払うようにしましょう。

(5) 財布等をズボンや上着のポケットに入れる習慣は改め、バックの中や上着の内ポケットなどに入れるようにしましょう。

3. 強盗や暴行に関して

モンゴルでは飲酒者による暴行、強盗などの事件が最近特に多発しています。夏などは夜間明るいからと入って安心せず、飲酒者を見かけたときにはなるべく近寄らないのが肝心です。

(1) 夜間の一人歩きは是非避けるようにしましょう。夜間に出かけるときには必ず車を手配するか、複数の人間に送ってもらうようにしましょう。また、夜間には多少遠まわりになっても、なるべく人通りの多い道を歩くようにしましょう。

(2) もし酔っ払い等にかかられた場合、相手にしないことです。隙を見て人通りの多い方に逃げましょう。

(3) ナイフなどをつきつけられて脅かされた場合、例え腕力に自身があっても抵抗せず、何よりも生命を護ることを第一に考えましょう。

(4) 夜間車に乗っているときには必ずドアをロックしましょう。酔っ払いが強引に乗り込もうとしたケースがありました。

(5) 日中でも単独でウランバートル郊外へ行くのはやめましょう。ウランバートル市内から少しでも外れると居住地はなくなり、事件にあったときに助けを呼ぶことができません。特にザイサン・トルゴイ近辺は観光名所にもかかわらず危険とされています。実際、何人かの邦人が暴行などの被害にあっています。

(6) 女性は派手な服装による外出は避けるべきでしょう。

4. 交通事故に関して (含む車の防犯)

モンゴルでは一般に交通法規が守られておりません。信号や横断歩道とは関係なく歩行者が突然飛び出してきたり、また予想外の動きをする車もあることを常に念頭に入れておいて下さい。

(1) 特に冬期には、道路凍結等日本での運転技術では十分でないことがありますので当地の運転手を使うようにしましょう。また、自分で運転する際には特に信号、横断歩道を無視した歩行者の動きに注意してください。

(2) 冬場、氷のはった通りを歩くときは慌てず、ゆっくり歩きましょう。走っている車の方もスリップすることが多いですから、無理な横断は絶対にしないようにしましょう。とりわけバスの運転は粗暴なものが多いので気をつけてください。

(3) ミラーの盗難、窓ガラスやタイヤの破損などの犯罪が増えています。長時間車を放置する場合にはホテル、劇場の前など警備官が常駐するような場所、少なくとも人目の多い所を選んで駐車しましょう。運転手付きの場合、できるだけ運転手を残しておくように

しましょう。運転手がない場合には、車内には貴重品を置かず、必要があればダッシュボードやトランクなど外から見えない鍵のかかる場所に保管しましょう。車内に貴重品を置いておいて盗取されたケースがあります。

5. テロ、誘拐事件対策

モンゴルでは幸いにも今のところ邦人に対するテロや誘拐事件は発生していませんが、油断は禁物です。誘拐防止については、別添2.の手引を参考に常に用心を怠らないようにしましょう。

6. その他

(1) ドル・ショップやホテル（特に出入口付近やバー）、空港等で現地人が不正な外貨取引を求めて近づいてきますが相手にしないようにしましょう。不正な外貨の取引は違法行為です。旅行者ならば少額をウランバートルホテル内の銀行で監禁するのが便利でしょう（トゥグルクの持出しは禁止されているため、大量に換金すると出国の際交換した際の換金証明を呈示しなければ再換金できないこととなります）。その他、モンゴル銀行、通商発展銀行、郵便局、産業センターの常設換金所等で旅行者レートで換金可能です。

(2) 近年、麻薬などがモンゴルにも流入している模様で社会問題となっています。もし麻薬関係の売人から声をかけられても興味本意で相手になったりしないようにしましょう。

Ⅲ. 被害にあった場合の処置

事件に巻き込まれてしまった、なんらかの被害に出あってしまった場合には、事件を早急に警察と大使館に通報してください。当事者のみで解決しようとするとう事件の解決をより複雑にする可能性があります。

Ⅳ. 緊急連絡先

日本大使館	28019、28112、24408
警察	02
救急車	03
第二病院受付	51052
第二病院外国人病棟受付	54210

Ⅴ. おわりに

以上邦人が被害にあう場合を想定して注意事項を挙げましたが、まれなケースですが邦人が加害者になった暴力事件もありました。この要因として酩酊状態であったこと、モンゴル語がわからなかったため意志の疎通ができなかったことがあるようです。モンゴル人の飲酒者には気をつけるように先にも書きましたが、自分自身もお酒に飲まれてしまわないよう注意することが望まれます。旅行中の開放感や、特別な行事（モンゴルではお酒を飲む機会が非常に多いです）で深酒をすと思わぬ事件に巻き込まれる可能性があります。ごく常識的な行動をとっていれば、ある程度の事件からは免れるはずです。

なお、3か月以上滞在する方は、お手数ですが在留届を大使館に提出するよう御協力お願い申し上げます。御協力お願い申し上げます。

<別添1>

1992年1-7月の犯罪統計（国家統計局発表、9月2日付アルディンエルフ紙掲載）

1. 犯罪総数7146件で、昨年同時期より1521件（27.0%）増加。
2. 次の各州でそれぞれ次の通り犯罪率が増加；ヘンディー（66.7%）、ドルノド（66.3%）、ドンドゴビ（64.4%）、ホブスゴル（62.8%）、バヤンウルギー（62.5%）。また、国全体で生じた全犯罪のうちの59.2%はウランバートル市で発生（2684件）。ついて、ダルハン市（39.9件）、ドルノド州（31.6件）、セレ

- ング州 (280件)、ヘンティ州 (275件)、トブ州 (276件)。
3. 昨年同時期と比べると、個人の所有物の窃盗が2倍、国家・公共機関の所有物の窃盗が39.5%、殺人25.8%、交通事故3.6%とそれぞれ増加。
 4. 全犯罪のうち、38.7%が個人の住居で、16.7%が街路、広場、公共の場で生じ、また、19.2%が酔酺者によって引き起こされた。個人の住居で起こった犯罪は昨年同時期より1163件(72.4%)増加。
 5. 犯罪によって生じた損害額は128.6百万トウグリク。うち、37.5%は個人、62.5%は国家・公共機関の損害。
 6. 犯罪による死亡者総数は394人。うち、殺人163人、交通事故152人、火災事故7人、その他犯罪による死亡72人。また、1674人は重軽傷を負った。
 7. 犯罪者総数7032人のうち、6.7%は未成年、42.2%は無職、24.0%は飲酒状態で犯行、14.2%は前科者。6.14千人の飲酒者は留置させられ、これは昨年同時期より15.6%増加。被留置者の67.5%はウランパートル市に在住。

<別添2>

誘拐防止の手引

具体的対策

イ. ブラインド、カーテンの隙間から、通りの様子を伺い、一見何でもないが毎日起きていることとは違う事柄に注意する習慣をつける。

1. 道路工事、電話工事、誰かを待っている様子の人物、中に人のいる車両等
2. 遠近を問わず駐車中の車両に注意を払うこと。たとえ姿が見えなくても車両の中に潜んでいて我々の行動を監視しているかも知れない。
3. 当該車両が有れば車両番号を控えておくこと。同じ車両が毎日ある場合は犯人である可能性が高い。

ロ. 道路上

(イ) 自分で運転しているときは勿論の事、運転手付きであっても、車中で書類を読んだりせずに自分でも周囲の状況に注意を払う習慣を付けること。もし不審な車に尾行されたり、不審なことが発生した際には赤信号を利用して進路を変え尾行を振り切ること。

(ロ) 不審車両を察知したら、一旦停車し、当該車両を通り過ぎし進路を変えるのも一案である。

(ハ) 事務所、自宅に入るとき、直接入らずに一旦その周囲、一面を一回りし、翌日にはこれを止めてUターンをして引き返したりして尾行点検を実施すること。

ハ. 外出時間の変更

判で押したような出勤、帰宅、外出は犯人に絶好の材料を与える。

ニ. 車両の変更

時々、車両を変更する。又いつも使用している車両に誰か似た人に乗ってもらい、いつもの時間に、いつものルートを通ってみる。この時、当該車両を追尾し尾行点検を実施する。

ホ. 道順の変更

出勤、帰宅、外出の道順は出来るだけ変更する。運転手には車に乗ってから行く先を指示する。

ヘ. 行動の秘匿

行動は徹底的に秘密にする。先に行動予定を明らかにし、これと異なった行動を意識的にする。

ト. 道路の選択

裏通りは避け交通量の多い道路を走る。危険な地域に入らない。

チ. 走行車線

出来るだけ中央寄りを走る。特に広い車線の道路では中央線を走る。

リ. ドアロックの徹底

車の窓は必ず閉める。止むを得ない場合は少しだけ開ける。ドアは必ずロックする。

ヌ. 夜間の路上駐車禁止

夜間の路上駐車は避ける。どんなに短時間であっても必ずロックする。

ル. 乗車前の確認

車両に乗車する際には、車中、車の下、前後に不審物件がないかどうか確認して乗車する。

ヲ. 必要書類保管場所の明確化

事案発生に備え、旅券、保険関係書類、所在国及び在日の連絡先リストの必要書類や医療関係記録(病歴、血液型、常用薬、持病、歯科医の記録)を整理して家族等に分かるようにしておく。

ワ. その他

- a. 電話帳から自宅の電話番号を探知されないため電話会社に申請して電話帳に掲載しないよう依頼する。
- b. 電話がかかってきたときは、相手が誰であるか確認した後に話したす。
- c. 犯人は誘拐対象の声、あるいは在宅確認のため電話する場合がある。そのような場合、あいての意図を挫く意味で電話を切るべきである。
- d. 電話番号及び自宅の住所は、あまり人に知られないように心掛ける。

データ名：ラオス【安全の基礎】
登録日付：93/06/28
ラオス人民民主共和国
Lao People's Democratic Republic

出入国時の留意事項

●査証

入国に際しては、いかなる場合にも査証が必要である。通常、査証の発給には3～4週間を要する。

ハノイからビエンチャン経由バンコクへの旅行者は、ハノイのラオス大使館でバンコクへの通し航空券を提示すれば、ビエンチャンに1週間滞在可能な通過査証を受けることができる。

商用目的でラオスへ入国する際、ラオス側保証人がいる場合には、査証の発給が比較的迅速に行われている。

なお、長期滞在者はラオス入国後、長期滞在査証を取得しなければならない。

●出入国審査

ラオスへの外国人入国は原則として空路によることとされている。ただし、メコン河渡船により入国をしたい場合は、その旨を記載された査証を取得すれば、タイ側ノンカイからラオス側タドゥア間の渡し船による入国も可能である。取得している査証の滞在許容期間をオーバーした場合は、出国査証を取得しなければ出国できない（出国査証は内務省入国管理局で手続きを行う）。

●外貨申告

入国に際して外貨の持ち込み制限はない。タイ通貨のパーツ（10パーツで約290キープ）、あるいは米ドル（1ドルで約720キープ）は、ラオスの銀行、ホテル等でラオス通貨のキープへ両替できる。もっとも、実際には市中の商店はパーツ、米ドルが使用できる。注意を要する点は、キープを持って出国しても外国で両替ができないこと。

●通関

ラオスに持ち込めないものは、麻薬、象牙、性的描写を内容とする映画フィルムおよび刊行物である。

滞在時の留意事項

●滞在届

15日間以上の滞在者は、滞在許可証を取得しなければならない。この申請はラオス外務省領事局に対し行う（有効期間は通常1カ月であるので必要に応じて更新する必要がある）。

●旅行制限

地方都市への旅行はすべて事前に外務省の許可を受けなければならない。ただし、旅行者が地方旅行を行おうとする場合は、すべてラオツーリズムを通すことになっており、旅行許可はラオツーリズムが代行して取得してくれる。

また、ビエンチャン市内でも、市の中心（独立記念門）から6キロが外国人の行動範囲と定められており、この制限を超える外出については、事前に外務省の許可が必要とする通達が現在も有効である（実際は検問等は行われておらず、罰則もないが）ので注意を要する。

●写真撮影の制限

写真撮影が禁止されている場所があるので注意すること。特に政府施設、空港施設等の撮影は政府当局の許可が必要になっている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

あらゆる者の麻薬の所持、取引は禁止されている。違反者は6カ月から10年の懲役という厳罰規定がある。

●不法就労

ラオスでは不法就労等、外国人の行動は厳しく制限されている。

●治安維持

治安維持は政府の基本姿勢であり、政治活動・出版活動等への取り締まりはもちろん、夜間には市内随所で検問も行われており、治安は良い。

●その他特殊取締

1975年の革命直後、外国人とラオス人との私的な交際を禁止する通達が発せられ、現在も廃棄されずに残っている。最近、外国人とラオス人の交際・交流はあまり問題視されないようになってはきているが、外国人とラオス人があまり親しげに交際していると特異視されることがあるので注意を要する。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

ラオス人は穏健な国民性で、敬虔な仏教徒である。精霊が宿るとされている頭部に触れたり、相手の体にむやみに触れることは避けること。

安全のためのひとくちアドバイス

社会主義体制をとり、治安維持が重視されているため犯罪も少なく、治安は良いと思われるが、自宅を長期にわたって留守にする場合には盗難に遭うことがあるので、留守番を置くといった配慮は必要であろう。また、夜間外出は官憲の検問を受けることもあるので、23時以降はなるべく避けるのが賢明である。特に、政府施設の付近を用もなく歩き回ることは無用の誤解を受ける恐れもある。

なお、放送局の近辺は夜間の外国人の立ち入りが禁止されている。

健康上の留意事項

市内での外国人に対する十分な診療は期待できず、緊急の場合には陸路あるいは空路タイへ移送することになる。したがって、日本からの常備薬の持参はもちろん、食べ物に対する注意をはじめ、自らの健康管理が必要である。

最も多い病気は腹痛・下痢であるが、クーラーのかけすぎによる風邪、発熱も多い。魚介類や肉類は十分に火を通し、調理したものは冷蔵庫を過信して長期にわたって保存したりせず、すぐ食べるようにしたい。

緊急時の連絡先

(警察)

各管区警察署

チャンタプリー TEL3518

サイセター TEL3463

スイコタボン TEL4124

スイサッター TEL5020

交通事故の場合 TEL2053

交通警察 TEL4950

泥棒などの犯罪 TEL2266

緊急時の言葉

(ラオス語)

「泥棒」=コンキーラッ (ク)

「助けて」=ソイデー

「警察」=カルナーホーンタムルアットハイネー

「急病人だ」=コンチェブカタンハン

在外公館アドレス

●大使館

在ラオス大使館

Ambassade du Japon, Route Sisangvone, Vientiane Republique Democratique Populaire Lao
TEL2584, 3343, 2316, 2623

データ名：ラオス「防犯の手引き」
登録日付：93/06/28

緊急事態及び事件・事故発生時心得

在ラオス日本国大使館
平成3年5月

～はじめに～

わが国の国際化進展により海外進出邦人数は年々増加しており、平成2年の出国者数は1,100万人と全人口の約1/10にも達しています。

これに伴い、邦人が海外で事件・事故に巻き込まれる事例も増加の傾向にあり、当国でも、平成元年に邦人が誘拐されるという重大凶悪事件が発生しております。

今般、当地在住の邦人の皆様が安全に生活でき、かつ、緊急事態（戦争、内乱、クーデター、大規模自然災害等）が発生した場合、いかに対処すべきかについて要点をとりまとめてみましたので参考にいただき平素から物心両面にわたる準備を行い、緊急時及び事件・事故発生時に落ち着いて安全に対処出来るよう心掛けて下さい。

なお、本心得を今後さらに充実したものにして参りたいと考えておりますので皆様の生活体験に基づく御意見等お気付きの点がありましたら大使館までご連絡下さい。

第1. 基本的な心構え

ラオス在留邦人の安全確保は、第一義的にはラオス政府がその責任を負っており、当地で在留邦人及び旅行中の邦人が事件・事故に巻き込まれた場合、大使館は邦人保護の観点から必要な援助措置をとるに留まり、事件・事故の捜査、取り調べを含めた処理は全て当国の主権のもとに行われることとなります。

ご承知のとおり、当国は憲法をはじめとした各種法令が未だ未整備の状態であり、事件・事故の処理もまさにケースバイケースと不徹底で、また取締当局の警備、捜査力も十分とは言えない状態にあります。

従って、各人が常日頃から安全対策に関する問題意識を持ち、自分自身が事件・事故の当事者とならないように努め、また緊急事態が発生した場合、安全に非難するためどのように行動すべきかを常に認識しておく必要があります。

1 現地実情の理解

まず、当国の文化、習慣、国民性等を正しく理解し、現地に融和するとともに良識ある外国人としての自覚ある行動及び現地ラオス人との良好な関係を不断に保持することが重要です。

2 治安情勢、情報の収集

当国は社会主義体制をとり、治安維持が重視されているため犯罪が少なく、治安は良いと思われており、更に、事件・事故等に関する報道が一切なされないこと等から安全であると安易に考えがちですが、空き巣、忍び込みをはじめとした窃盗犯罪の発生はここ数年急激な増加傾向にあるようです。

また、最近は大きな社会不安となるような政治・治安情勢の変化は見られませんが、治安の長期安定に対する陰りは依然として続いていると言えます。

従って、常に、治安情勢、情報を収集・分析するとともに現状を正しく認識しておくことが大切です。

3 邦人間の連絡の緊密化

大使館をはじめとした邦人間において常に連絡を緊密にし、情報の交換、相互援助体制を確立して有事に即応できる体制を確保することが重要です。

第2. 緊急事態

1. 平素の準備

(1) 身のまわり品の整理

緊急時に備えて、必要最小限の物は直ちに一つのスーツケース等に積み込める様整理しておくことと緊急時にあわてることなく、また、忘れ物もなく迅速に行動できます。

(2) 旅券及び査証の整備

旅券の有効期間は、5年間です。また、査証欄の増補は1回かぎりでは出来ません。

新規旅券の発給には戸籍謄本の写し、写真等が必要となりますので早めに手配し、緊急時に旅券の有効期間が切れていたということのないように注意して下さい。

また、ラオスの査証期限が切れている場合、出国できなくなりますので常に更新しておくとともに可能な限りマルチの査証（陸路からも出国できるもの）を取得するようにして下さい。

(3) 現金の用意

家族全員が10日間程度生活でき、隣国または安全な第三国へ行ける航空運賃、ホテル宿泊代を含めた現金等をあらかじめ用意しておくことも大切です。

(4) 生活物資の備蓄

緊急事態が発生した場合、食料・飲料水・医薬品・燃料等が不足することが十分予想されますので、平素から非常用生活物資の備蓄を心掛けて下さい。

・食料 ～米、調味料、缶詰、インスタント食品、飲料水等

・医薬品～家庭用常備薬及び負傷者治療用医薬品

・衣類 ～洋服、下着、履物、手袋（行動しやすいもの）

・その他～短波ラジオ、懐中電灯、ローソク、マッチ、缶切り・栓抜き・水筒、若干の食器、洗面具等

これらを定期的に点検の上、随時使用期限が有効なものと交換しておいて下さい。

(5) 自動車の整備

非常事態には公共交通機関が機能しなくなりますので平素より自動車の整備に万全を期しておく必要があります。また、燃料は常時十分に補充しておき、更に予備タンク（ポリタンクは危険ですので金属性のものが望ましい）を備えて置くことが望ましい。

また、自動車を保有していない方は、平素から自動車を保有している方と連絡をとり、必要な場合に同乗できるようにしておくことが大切です。

(6) 避難経路の確認

非常事態発生時に危険地帯を避けて空港、タドゥア港または避難場所へ移動する避難経路を検討するとともに実際に確認しておいて下さい。

(7) 大使館との連絡

緊急時の連絡・伝達のため、大使館への在留届（帰国届）の提出を行って下さい。

また、長期地方出張等される場合は、可能な限り日程、連絡先等を大使館に通報願います。

本来在留届の提出を必要としない3カ月未満の滞在者（出張者）についても在留届を提出するか緊急連絡先や滞在期間等を大使館に通報するなど緊急事態発生時に備えて下さい。

また、大使館作成の緊急連絡網は常時見やすい場所におくとともに電話不通時に備え連絡者宅への安全な経路での道順を確認しておいて下さい。

2. 緊急事態発生時の対策

(1) 緊急連絡網の活用

緊急事態の発生、または発生する恐れがある場合には、大使館は日本国外務省やラオス関係省庁と連携をとりつつ情報の収集・分析及びとるべき措置の決定に努めます。これらの事項は、緊急連絡網を通じて適宜伝達しますので、各自その連絡に留意し、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることのないよう冷静に対応して下さい。また、緊急連絡網での連絡事項は、必ずメモを取り連絡内容を正しく次の人に伝達して下さい。

い。

(2) 情報の把握

邦人相互間の緊密な連絡、ラジオ等の聴取、大使館への問い合わせ等により正確な情報の把握に努めて下さい。

(3) 大使館への通報

重大な事態の発生を知ったとき、または発生の恐れがあるという情報等を入手したときは、至急大使館に通報するようお願いします。

(4) 避難等

大使館から避難あるいは引き揚げの勧告があった場合は、これに従ってなるべく早く避難または引き揚げを実施するよう希望します。避難、引き揚げに際しては、大使館へ通報するとともに連絡網の前後双方にも通報することを忘れないで下さい。

また、事態の緊迫化に伴い、大使館より避難または引き揚げの集合を指示された場合は、前述の十分な準備をした上で大使館の指定する場所に集合して下さい。

(5) 大使館の引き揚げ勧告を待たずに各自または会社等の判断により、自主的に避難、引き揚げをする場合、その旨を大使館へ通報するとともに連絡網の前後双方にも通報して下さい。

第3. 事件・事故

1. 最近の治安情勢

ご承知のとおり、当国においては一般事件・事故の報道がなされないことから、その発生実態を把握することは困難ですが、最近の経済開放化政策により物資が大量に市場に陳列されるようになり、また、比較的裕福な者がそれらを消費している現状からこれまではあまり見られなかった物欲、金銭欲といったものが現地ラオス人のなかにも見られるようになってきたなど、犯罪が増加する傾向にあるのは明らかです。

「現金が欲しい。」「現金収入はないが物が欲しい。」となれば窃盗犯罪が増加するのは当然のことで、最近耳にした風評だけでも忍び込み、窃盗、置き引き、占有離脱物横領（忘れ物や落とし物を着服する）等、相当数の事件が発生しています。なかには拳銃を所持していたとか、抵抗を抑圧するために危害を加えたというものもあります。

また、交通事故関係も、自動車やオートバイ、自転車が増えてきているにもかかわらず、交通安全教育の不徹底や交通規制の不備は改善されておらず、交通事故は急激に増加しています。

このような情勢から見て明らかに治安情勢は「徐々に悪化の傾向にある」と言えます。

2. 防犯対策

「防犯に勝る捜査なし」と言われるように被害に遭ってから大騒ぎをするのではなく被害に遭わないための対策を徹底することが重要です。

また、海外で犯罪に遭わない安全のための基本は、「警戒を怠らない」、「行動を予知されない」、「目立たない」の3原則を遵守することにあると言われています。

(1) 屋外での犯罪に対する防犯対策

屋外で発生の予想される犯罪は、主なものとして「強盗・恐喝」、「ひったくり」「置き引き」、「すり」等が上げられます。

これらの犯罪を敢行しようとする場合、犯人は目星をつけた人物を人気のない場所、あるいは事後の逃走に有利な地形、地物のある場所まで尾行し行動を起こしています。

これらを予防するためには

- ・周囲への警戒を怠らないこと
- ・それらの兆候と思われる状況を中断させるため安全な場所（警察官の警戒場所、銀行等の警戒の厳しいところ等）に身を寄せ、相手の追跡を中止させることが重要です。

また、外出時には

- ・手荷物は持たないようにし、可能な限り両手をフリーにする。
- ・女性のハンドバック等はたすき掛けにするとともに身体の前で手を添えて持つ
- ・車道側、人通りの多い方向にバック等を下げない

- ・旅券、金品等の貴重品は懐中へ保管する（フラットとボタンを掛ける）
 - ・現金等は一ヶ所にまとめず分けて持つ
- といったチョットした注意を怠らないことが大切です。

(2) 屋内での犯罪に対する防犯対策

屋内での犯罪（「強盗」、「空き巣」、「忍び込み」等）を予防するためには、家屋自体の防犯設備を強化することと隣人や管理人との関係を良く保つという2点が最も重要です。

ただ、当国の住宅事情は決して十分ではなく、防犯という観点から見て満足のいく物件はほとんどないといえます。これらを少しでも捕えるよう防犯上の注意事項を列記しますのでこれから居所を設定しようとする方は家屋選定の参考にしていただき、すでに入居しておられる方は修改善の際の参考及びチェックリストとしてご利用ください。

(1) 一般的チェック項目（ソフト面）

- ・緊急の場合、必要な電話リストは用意してあるか
- ・自宅付近の地理を把握しているか
- ・有事の際、気軽に援助を求めることができる人が近所にいるか
- ・隣人、管理人との関係は良好か
- ・有事に備え、家族間の連絡方法、連絡先等を徹底してあるか

(2) 家屋外周（特に、独立家屋の場合）

- ・門に施錠設備があるか
- ・門扉は開閉の都度施錠しているか
- ・外灯の設置個数、照度は十分か
- ・塀の高さ、忍び返し、有視鉄線は十分か
- ・塀の周辺によじ登るのに都合のいいものが放置されていないか
- ・植え込み等は隠れ場所とならないよう十分に刈り込まれているか

(3) 玄関

- ・鍵の強度は十分か（1ドア2ロック以上が望ましい）
 - ・鍵はすべて正常に動くか
 - ・ドア自体の強度は十分か
 - ・ドアチェーンはあるか
 - ・のぞき窓はあるか
 - ・家族以外で鍵を持っている者はいないか（前住居者がキーを持っていたりしないか）
- 鍵は入居時に全部交換するのが望ましい

(4) 窓

- ・全ての窓に鉄格子が付いているか
- ・鉄格子の強度は十分か
- ・使用しない窓、扉は永久封鎖してあるか
- ・窓の付近に侵入に利用されそうな物を放置していないか

(5) 寝室

- ・全ての扉、窓を施錠できるか
- ・有事の際、立てこもり室として使用可能か
- ・生命、身体に危害をおよぼされそうになったとき身を守る道具（ゴルフクラブ、バット等）はあるか

(6) その他

- ・家屋外周に侵入の道具や凶器として使用される恐れのある物を放置していないか
- ・消火器は設置してあるか、使用方法を理解しているか
- ・家屋に侵入者がある場合、または侵入しようとしている者がある場合どう対処すべきか家族に周知徹底してあるか
- ・夜間外出する際、室内の照明を付け、ラジオをかける等家人がいるように見せる工夫をしているか

(7) 使用人

- ・使用人の身元、家族・友人等に問題はないか
- ・緊急の場合、どう対処し、どこに連絡すべきか指示は徹底したか

- ・必要以上に家族の行動、家庭内の私事に興味を持っていないか
- ・家人の留守中に友人等を家に連れ込んだりしていないか

3. 交通事故防止対策

前述のとおり当国の交通事情は急激に悪化の傾向にあるといえます。また、交通関係法規が整備されていないため、事故が発生した場合、事実上当事者間の示談交渉のみで警察は事故証明を発給してくれるだけにすぎません。これまでの邦人が巻き込まれた事故事例を見てみますと、相手方に明らかに非があると思われる場合でも「外国人でお金を持っているのだから治療費と修理費及び示談金を支払ってやりなさい。」というパターンが多いようです。

また、示談金の金額がどうこうという以前に「事故を起こしてしまった。人をけがさせてしまった」という思いはしたくないものです。しかし、自動車を運転する以上、事故を起こし、または巻き込まれる（いわゆる貰い事故）可能性は常にあるのです。

その可能性を少しでも減らすためには「防衛運転の励行」により自らを守る以外にありません。

防衛運転とは

- ・常に最悪の状態を想定して（左折待ちの対向車がいきなり飛び出すかもしれない。道路脇の自転車が急に進路変更をするかもしれない。等）危険から回避できる体制を常に確保する。

- ・余裕を持った運転（出発時間を早くしてゆっくりとした走行でも予定時刻に十分到着できる。車間距離をゆったりとる。譲り合いではなく、全て相手に譲ってやる。交通弱者（歩行者、自転車等）に思いやりの気持ちを持つ。等）を心がける。

- ・車両整備を徹底し、車の故障による事故を防ぐ。

以上のようにハンドルを持つ時は、常に心に余裕を持って思いやりの精神かつ、極端な言い方をすれば「自分以外の運転手を信用しない」、「自分の運転能力及び車両性能を過信しない」という厳しい面を持ち運転するよう心がけましょう。

4. 事件・事故発生時の対応

前記の様な防犯対策、防衛運転を励行していれば事件・事故に絶対に巻き込まれないとは言いきれません。不幸にしてこれらの当事者になってしまった場合、被害を最小限度に食い止めることが重要です。

(1) 事件に巻き込まれた場合

周囲の状況を冷静に判断していたずらに相手を興奮させることのないよう対応し、冷静沈着、臨機応変に対処して事件の発生を可能な限り迅速に警察等関係機関へ通報することが大切です。

また、犯人が犯行に及ぶ際の精神状態は尋常ではなく、犯人の追跡や抵抗は場合によっては第2次被害につながる恐れが多分にあります。例えば周囲に事件が発生していることを知らせ第三者に助けを求める場合、犯人がこれを抑圧するため暴行、障害に及ぶ恐れもあります。最終的には「自分や家族の命に替えてまで守らなくてはならない物はない。」ということ念頭に置いて場合によっては「勇気ある断念」も必要であるということです。このような場合、事後捜査の参考になるよう犯人の人相、着衣、身体的特徴等をしっかり覚え、早い時期にメモしておくことが大切です。

(2) 事故に巻き込まれた場合

交通事故を起こした場合、または巻き込まれた場合、最も重要なのは事故の責任がどちらにあるか言い争うことではなく負傷者を救護すること及び道路上の危険を除去すること（道路上の障害物を道路外に排除し第2次事故を防ぐ）です。感情的な行動は、事故当事者双方にとってマイナスでしかありません。起こってしまった事故について当事者同志で現場で言い争う必要はまったくないのですから冷静に行動し、交通警察へ通報して事故処理、事後処置を取ることが大切です。

(3) 当国官憲に身柄を拘束（逮捕）された場合

先方に日本大使館へ通報してもらいたい旨を告げ、大使館へ通報してください。これを受けて大使館では必要な援護措置を取ることになります。

在ラオス日本国大使館

平成5年1月

～はじめに～

わが国の国際化進展により海外進出邦人数は年々増加しており、これに伴い、邦人が海外で事件・事故に巻き込まれる事例も増加の傾向にあり、当国でも、平成元年に邦人が誘拐されるという重大凶悪事件が発生しております。

今般、当地在住の邦人の皆様が安全に生活でき、かつ、緊急事態（戦争、内乱、クーデター、大規模自然災害等）が発生した場合、いかに対処すべきかについて要点をとりまとめてみましたので参考にしていただき平素から物心両面にわたる準備を行い、緊急時及び事件・事故発生時に落ち着いて安全に対処出来るよう心掛けて下さい。

なお、本心得を今後さらに充実したものにして参りたいと考えておりますので皆様の生活体験に基づく御意見等お気付きの点がありましたら大使館までご連絡下さい。

第1. 基本的心構え

ラオス在留邦人の安全確保は、第一義的にはラオス政府がその責任を負っており、当地で在留邦人及び旅行中の邦人が事件・事故に巻き込まれた場合、大使館は邦人保護の観点から必要な援助措置をとるに留まり、事件・事故の捜査、取り調べを含めた処理は全て当国の主権のもとに行われることとなります。

ご承知のとおり、当国は各種法令が未だ未整備の状態であり、事件・事故の処理もまさにケースバイケースと不徹底で、また取締当局の警備、捜査力も十分とは言えない状態にあります。

従って、各人が常日頃から安全対策に関する問題意識を持ち、自分自身が事件・事故の当事者とならないように努め、また緊急事態が発生した場合、安全に避難するためのように行動すべきかを常に認識しておく必要があります。

1 現地実状の理解

まず、当国の文化、習慣、国民性等を正しく理解し、現地に融和するとともに良識ある外国人としての自覚ある行動及び現地ラオス人との良好な関係を不断に保持することが重要です。

2 治安情勢、情報の収集

当国は社会主義体制をとり、治安維持が重視されているため犯罪が少なく、治安は良いと思われており、更に、事件・事故等に関する報道が一切なされないこと等から安全であると安易に考えがちですが、空き巣、忍び込みをはじめとした窃盗犯罪の発生はここ数年急激な増加傾向にあるようです。

また、最近は大きな社会不安となるような政治・治安情勢の変化は見られませんが、治安の長期安定に対する陰りは依然として続いていると言えます。

従って、常に、治安情勢、情報を収集・分析するとともに現状を正しく認識しておくことが大切です。

3 邦人間の連絡の緊密化

大使館をはじめとした邦人間において常に連絡を緊密にし、情報の交換、相互援助体制を確立して有事に即応できる体制を確保することが重要です。

第2. 緊急事態

1. 平素の準備

(1) 身のまわり品の整理

緊急時に備えて、必要最小限の物は直ちに一つのスーツケース等に積み込める様整理しておくことと緊急時にあわてることなく、また、忘れ物もなく迅速に行動できます。

(2) 旅券及び査証の整備

旅券の有効期間は、5年間です。また、査証欄の増補は1回かぎりです。合冊は出来ません。

新規旅券の発給には戸籍謄本の写し、写真等が必要となりますので早めに手配し、緊急時に旅券の有効期間が切れていたということのないように注意して下さい。

また、ラオスの査証期限が切れている場合、出国できなくなりますので常に更新しておくとともに可能な限りマルチの査証（陸路からも出国できるもの）を取得するようにして下さい。

(3) 現金の用意

家族全員が10日間程度生活でき、隣国または安全な第三国へ行ける航空運賃、ホテル宿泊代を含めた現金等をあらかじめ用意しておくことも大切です。

(4) 生活物資の備蓄

緊急事態が発生した場合、食料・飲料水・医薬品・燃料等が不足することが十分予想されますので、平素から非常用生活物資の備蓄を心掛けて下さい。

- ・食料 ～ 米、調味料、缶詰、インスタント食品、飲料水等
- ・医薬品 ～ 家庭用常備薬及び負傷者治療用医薬品
- ・衣類 ～ 洋服、下着、履物、手袋（行動しやすいもの）
- ・その他 ～ 短波ラジオ、懐中電灯、ローソク、マッチ、缶切り・栓抜き、水筒、若干の食器、洗面具等

これらを定期的に点検の上、随時使用期限が有効なものとの交換しておいて下さい。

(5) 自動車の整備

非常事態には公共交通機関が機能しなくなりますので平素より自動車の整備に万全を期しておく必要があります。また、燃料は常時十分に補充しておき、更に予備タンク（ポリタンクは危険ですので金属性のものが望ましい）を備えて置くことが望ましい。

また、自動車を保有していない方は、平素から自動車を保有している方と連絡をとり、必要な場合に同乗できるようにしておくことが大切です。

(6) 避難経路の確認

非常事態発生時に危険地帯を避けて空港、タドゥア港または避難場所へ移動する避難経路を検討するとともに実際に確認しておいて下さい。

(7) 大使館との連絡

緊急時の連絡・伝達のため、大使館への在留届（帰国届）の提出を行って下さい。

また、長期地方出張等される場合は、可能な限り日程、連絡先等を大使館に通報願います。

本来在留届の提出を必要としない3カ月未満の滞在者（出張者）についても在留届を提出するか緊急連絡先や滞在期間等を大使館に通報するなど緊急事態発生時に備えて下さい。

また、大使館作成の緊急連絡網は常時見やすい場所におくとともに電話不通時に備え連絡者宅への安全な経路での道順を確認しておいて下さい。

2. 緊急事態発生時の対策

(1) 緊急連絡網の活用

緊急事態の発生、または発生する恐れがある場合には、大使館は日本国外務省やラオス関係省庁と連携をとりつつ情報の収集・分析及びとるべき措置の決定に努めます。これらの事項は、緊急連絡網を通じて適宜伝達しますので、各自その連絡に留意し、流言飛語に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれたりすることのないよう冷静に対応して下さい。また、緊急連絡網での連絡事項は、必ずメモを取り連絡内容を正しく次の人に伝達して下さい。

(2) 情報の把握

邦人相互間の緊密な連絡、ラジオ等の聴取、大使館への問い合わせ等により正確な情報の把握に努めて下さい。

(3) 大使館への通報

重大な事態の発生を知ったとき、または発生の恐れがあるという情報等を入手したときは、至急大使館に通報するようお願いします。

(4) 避難等

大使館から避難あるいは引き揚げの勧告があった場合は、これに従ってなるべく早く避難または引き揚げを実施するよう希望します。避難、引き揚げに際しては、大使館へ通報するとともに連絡網の前後双方にも通報することを忘れないで下さい。

また、事態の緊迫化にともない、大使館より避難または引き揚げの集合を指示された場合は、前述の十分な準備をした上で大使館の指定する場所に集合して下さい。

(5) 大使館の引き揚げ勧告を待たずに各自または会社等の判断により、自主的に避難、引き揚げをする場合、その旨を大使館へ通報するとともに連絡網の前後双方にも通報して下さい。

第3. 事件・事故

1. 最近の治安情勢

ご承知のとおり、当国においては一般事件・事故の報道がなされないことから、その発生実態を把握することは困難ですが、最近の経済開放化政策により物資が大量に市場に陳列されるようになり、また、比較的裕福なものがそれらを消費している現状からこれまではあまり見られなかった物欲、金銭欲といったものが現地ラオス人のなかにも見られるようになってきたなど、犯罪が増加する傾向にあるのは明らかです。

「現金が欲しい。」「現金収入はないが物が欲しい。」となれば窃盗犯罪が増加するのは当然のことで、最近耳にした風評だけでも忍び込み、窃盗、置き引き、占有離脱物横領（忘れ物や落とし物を着服する）等、相当数の事件が発生しています。なかには拳銃を所持していたとか、抵抗を抑圧するために危害を加えたというものもあります。

また、交通事故関係も、自動車やオートバイ、自転車が増えてきているにもかかわらず、交通安全教育の不徹底や交通規制の不備は改善されておらず、交通事故は急激に増加しています。

このような情勢からみて明らかに治安情勢は「徐々に悪化の傾向にある」と言えます。

2. 防犯対策

「防犯に勝る捜査なし」と言われるように被害にあってから大騒ぎをするのではなく被害に遭わないための対策を徹底的にすることが重要です。

また、海外で犯罪に遭わない安全のための基本は、「警戒を怠らない」、「行動を予知されない」、「目立たない」の3原則を遵守することにあると言われています。

(1) 屋外での犯罪に対する防犯対策

屋外で発生の予想される犯罪は、主なものとして「強盗・恐喝」、「ひったくり」「置き引き」、「すり」等が上げられます。

これらの犯罪を敢行しようとする場合、犯人は目星をつけた人物を人気のない場所、あるいは事後の逃走に有利な地形、地物のある場所まで尾行し行動を起こしています。

これらを予防するためには

- ・周囲への警戒を怠らないこと
- ・それらの兆候と思われる状況を中断させるため安全な場所（警察官の警戒場所、銀行等の警戒の厳しいところ等）に身を寄せ、相手の追跡を中止させることが重要です。

また、外出時には

- ・手荷物は持たないようにし、可能な限り両手をフリーにする。
- ・女性のハンドバック等はたすき掛けにするとともに身体の前で手を添えて持つ
- ・車道側、人通りの多い方向にバック等を下げない
- ・旅券・金品等の貴重品は懐中へ保管する（フラットとボタンを掛ける）
- ・現金等は一ヶ所にまとめず分けて持つ

といったチョットした注意を怠らないことが大切です。

(2) 屋内での犯罪に対する防犯対策

屋内での犯罪（「強盗」、「空き巣」、「忍び込み」等）を予防するためには、家屋自体の防犯設備を強化することと隣人や管理人との関係を良く保つという2点が最も重要です。

ただ、当国の住宅事情は決して十分ではなく、防犯という観点からみて満足のいく物件はほとんどないといえます。これらを少しでも補えるよう防犯上の注意事項を列記しますのでこれから居所を設定しようとする方は家屋選定の参考にいただき、すでに入居しておられる方は修改善の際の参考及びチェックリストとしてご利用下さい。

(1) 一般的チェック項目（ソフト面）

- ・緊急の場合、必要な電話リストは用意してあるか
- ・自宅付近の地理を把握しているか
- ・有事の際、気軽に援助を求めることができる人が近所にいるか
- ・隣人、管理人との関係は良好か
- ・有事の備え、家族間の連絡方法、連絡先等を徹底してあるか

(2) 家屋外周（特に、独立家屋の場合）

- ・門に施錠設備があるか
- ・門扉は開閉の都度施錠しているか
- ・外灯の設置個数、照度は十分か
- ・塀の高さ、忍び返し、有刺鉄線は十分か
- ・塀の周辺によじ登るのに都合のいいものが放置されていないか
- ・植え込み等は隠れ場所とならないよう十分に刈り込まれているか

(3) 玄関

- ・錠の強度は十分か（1ドア2ロック以上が望ましい）
- ・鍵は全て正常に動くか
- ・ドア自体の強度は十分か
- ・ドアチェーンはあるか
- ・のぞき窓はあるか
- ・家族以外で鍵を持っているものはないか（前住居者がキーをもっていたりしないか、鍵は入居時に全部交換するのが望ましい）

(4) 窓

- ・全ての窓に鉄格子がついているか
- ・鉄格子の強度は十分か
- ・使用しない窓、扉は永久封鎖してあるか
- ・窓の付近に侵入に利用されそうな物を放置してないか

(5) 寝室

- ・全ての扉、窓を施錠できるか
- ・有事の際、立て籠もり室として使用可能か
- ・生命、身体に危害をおよぼされそうになったとき身を守る道具（ゴルフクラブ、バット等）はあるか

(6) その他

- ・家屋外周に侵入の道具や凶器として使用される恐れのあるものを放置してないか
- ・消火器は設置してあるか、使用方法を理解しているか
- ・家屋に侵入者がある場合、または侵入しようとしている者がある場合どう対処すべきか家族に周知徹底してあるか
- ・夜間外出する際、室内の照明をつけ、ラジオをかける等家人がいるようにみせる工夫をしているか

(7) 使用人

- ・使用人の身元、家族、友人等に問題はないか
- ・緊急の場合、どう対処し、どこに連絡すべきか指示は徹底したか
- ・必要以上に家族の行動、家庭内の私事に興味を持っていないか
- ・家人の留守中に友人等を家に連れ込んだりしていないか

3. 交通事故防止対策

前述のとおり当国の交通事情は急激に悪化の傾向にあるといえます。また、交通関係法規が整備されていないため、事故が発生した場合、事実上当事者間の示談交渉のみで警察は事故証明を発給してくれるだけにすぎません。これまでの邦人が巻き込まれた事故事例を見てみますと、相手方に明らかに非があると思われる場合でも「外国人でお金を持っているのだから治療費と修理費及び示談金を支払ってやりなさい。」というパターンが多いようです。

また、示談金の金額がどうこうという以前に「事故を起こしてしまった。人をけがさせてしまった」という思いはしたくないものです。しかし、自動車を運転する以上、事故を起こし、または巻き込まれる（いわゆる貰い事故）可能性は常にあります。

その可能性を少しでも減らすためには「防衛運転の励行」により自らを守る以外にありません。

防衛運転とは

- ・常に最悪の状態を想定して（左折待ちの対向車がいきなり飛び出すかもしれない。道路脇の自転車が急に進路変更をするかもしれない。等）危険から回避できる体制を常に確保する。
- ・余裕を持った運転（出発時間を早くしてゆっくりとした走行でも予定時刻に十分到着できる。譲り合いではなく、全て相手に譲ってやる。交通弱者（歩行者、自転車等）に思いやりの気持ちを持つ。等）を心がける。
- ・車両整備を徹底し、車の故障による事故を防ぐ。

以上のようにハンドルを持つ時は、常に心に余裕を持って思いやりの精神かつ、極端な言い方をすれば「自分以外の運転手を信用しない」、「自分の運転能力及び車両性能を過信しない」という厳しい面を持ち運転するよう心がけましょう。

4. 事件・事故発生時の対応

前記のような防犯対策、防衛運転を励行していれば事件・事故に絶対に巻き込まれないとは言いきれません。不幸にしてこれらの当事者になってしまった場合、被害を最小限度に食い止めることが重要です。

(1) 事件に巻き込まれた場合

周囲の状況を冷静に判断していたずらに相手を興奮させることのないよう対応し、冷静沈着、臨機応変に対処して事件の発生を可能な限り迅速に警察等関係機関へ通報することが大切です。

また、犯人が犯行に及ぶ際の精神状態は尋常ではなく、犯人の追跡や抵抗は場合によっては第2次被害につながる恐れが多分にあります。例えば周囲に事件が発生していることを知らせ第三者に助けを求める場合、犯人がこれを抑圧するため暴行、傷害に及ぶ恐れもあります。最終的には「自分や家族の命に替えてまで守らなくてはならない物はない。」ということ念頭に置いて場合によっては「勇気ある断念」も必要であるということです。このような場合、事後捜査の参考になるよう犯人の人相、着衣、身体的特徴等をしっかり覚え、早い時期にメモしておくことが大切です。

(2) 事故に巻き込まれた場合

交通事故を起こした場合、または巻き込まれた場合、最も重要なのは事故の責任がどちらにあるか言い争うことではなく負傷者を救護すること及び道路上の危険を除去すること（道路上の障害物を道路外に排除し第2次事故を防ぐ）です。感情的な行動は、事故当事者双方にとってマイナスでしかありません。起こってしまった事故について当事者同士で現場で言い争う必要はまったくないのですから冷静に行動し、交通警察へ通報して事故処理、事後処置を取ることが大切です。

(3) 当国官憲に身柄を拘束（逮捕）された場合

先方に日本大使館へ通報してもらいたい旨を告げ、大使館へ通報してください。これを受けて大使館では必要な援護措置を取ることになります。

5. 緊急連絡先リスト

(1) 在ラオス日本大使館
TEL 2316, 2584, 3343
Fax 2968

(2) ラオス警察

・チャンタプリー管区警察	TEL 3518
・サイセター管区警察	TEL 3463
・スイコタボン管区警察	TEL 4124
・スイサッター管区警察	TEL 5020
・交通事故の場合	TEL 2053
・交通警察	TEL 4950
・泥棒などの犯罪	TEL 2266

データ名：台湾【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：6860

参照：21

台湾

Taiwan

(注) 以下は、(財) 交流協会提供の情報によるもの。詳細については(財) 交流協会(連絡先末尾記載)へ。

出入境時の留意事項

●入境に際しての許可

1994年1月から、5日間以内(120時間)の滞在で、6カ月以上有効期間のある旅券および往復航空券を所持している場合は、事前に入境許可を取る必要はない。ただし、空路の場合は桃園中正空港と高雄空港、海路の場合は基隆港と高雄港のみとなる。

なお、5日間以上の滞在となる場合は従来どおり、入境許可を事前に取得しておく必要がある。

●外貨申告

外貨の持ち込みに制限はないが、入境の際は税関への申告が必要。税関の「入境旅客申告書」には、外貨等を記入する欄が設けられている。ただし、自分で持ち込んだ外貨を入境後6カ月以内に本人が持ち出す場合に限り、入境の際に交付される税関の証明書があれば、限度額を超えて持ち出すことができる。

以上の手続きによらずに5000米ドル相当額以上の外貨を持ち出そうとした場合は、5000米ドル相当額を超える分は没収されるほか、法令により処罰される。

●通関

入境の際には、税関への申告書の提出が必要である。税関の申告書は、入境の審査に使用される「入境登記表」と一緒に書き込むようになっている。課税物品、サンプル、金、銀、外貨、台湾元、医薬品、中国大陸で生産された物品等は、申告書に記入しておく必要がある。

携帯品または別送品として輸入できる品物は、1人につきその課税価格の総額が5000米ドルまでとなっている。ただし、20歳未満の場合はその半額。

酒1本、紙巻煙草200本(または相当量の葉巻、刻み煙草)、少量の食品、使用中の物品で課税価格が1万台湾元(1台湾元は約4円)以下のものは免税の扱いが受けられる。それ以外の物品については、総額2万台湾元(20歳未満の場合は1万台湾元)までが免税の扱いを受けることができる。

麻薬、銃砲以外の輸入禁制品の主なものは以下のとおりであるが、その所持、使用、販売についても処罰の対象になっている。

- ・賭博用具および外国発行の宝くじ
- ・わいせつ物品(日本の週刊誌も該当するとされる場合がある)
- ・共産主義を宣伝する書籍や物品
- ・個人的に使用すると認められる範囲を超えた医薬品

滞在時の留意事項

●滞在届

観光等を目的とした短期の滞在の場合は、特別の手続きは必要ない。居留のための入境許可を取得している場合は、入境後15日以内に居留地の警察局に外国人居留証を申請する

ことになっている。なお、居留証は内政部から発給される。

3カ月以上滞在する場合に大使館等に提出する在留届は、交流協会の台北事務所または高雄事務所に提出する。

●写真撮影の制限

軍事施設およびその周辺の写真撮影は、禁止または制限されている。日本人には気がつきにくい場所に軍事施設が設置されていることもあるので、注意が必要。なお、故宮博物院ではカメラ等の持ち込みはできない。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬、大麻、覚醒剤等の使用、所持は禁止されている。特に最近、覚醒剤を中心とした薬物の乱用が社会問題化しているため、警察等の取り締まりが強化されている。違反した場合は死刑等厳罰に処せられる。

●治安維持

戒厳令の解除（1987年）、かん乱時期臨時条例の廃止（1991年）等、種々の開放政策が進められ、中国大陸との交流も盛んになっているが、共産主義を宣伝するような書籍、図画、書類等の持ち込み、所持は禁止されている。

治安は比較的良いほうだったが、ここ数年来強盗、殺人事件等が急増し、町中での発砲事件も多く発生するなど、悪化する傾向がみられる。場所によっては思わぬトラブルに巻き込まれることもあるので、慎重に行動することが望まれる。

●その他特殊取締

治安の悪化を背景として、警察が軍の協力を得て、小銃等の武器を携帯して盛り場等の巡回、飲食店、ホテル、ダンスホール等、風俗営業場所への立入検査を実施している。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

親日的で日本人に親切な人も多くいるが、過去の戦争で日本軍と戦った経験をもつ人もいて、日本人に対する感情には複雑なものがある。したがって、軽率な言動からトラブルを起こさないように、十分注意すること。

「旅の恥はかき捨て」式の行動は、ひんしゆくを買うことになるので、特にホテル、観光地等では節度ある行動を心がけること。

風俗営業が売春等で摘発された場合、客の名前が新聞に載ることもある。

安全のためのひとくちアドバイス

日本語が通じる場所が多く、親切にしてくれる人もいて、気が緩むことが多くなりがちであるが、日本とは違う土地にきていることを忘れずに、注意を払うことが必要である。

簡単な日常会話ができる人でも、トラブルが発生したときには意思が伝わらないということがある。また反対に、「アリガトウ」「バカヤロウ」程度の言葉はかなりの人がわかるので、不用意な独り言がトラブルの原因になることもあるので、注意すること。

人の親切を過信しないようにすること。本当に親切にしてくれる人もいるが、特に観光客に対しては、下心または商売上から親切にしてくれる場合も多いので要注意。

他の国に比べると治安は良いといわれているが、盗難も多く、婦女暴行、強盗、殺人等の凶悪事件の報告もある。盗難の被害は恒常的に発生しているので、長期滞在者が住居を選ぶときには、防犯の面にも十分配慮することが必要である。

空港、ホテルのフロントでは、置き引き、盗難の被害も発生しているので、自分の荷物は手元において離さないように注意すること。

貴重品はホテルの保管箱（セーフティ・ボックス）等に預け、多額の現金等は持ち歩かないほうが安全である。また、現金をタクシー等に置き忘れた場合、手元に戻ってくるこ

とはほとんどないので、旅券は現金と一緒にしないようにすること。

タクシーは比較的安心して利用できるが、少々乱暴な運転をする場合もある。また、タクシーの運転手による強盗事件も時々発生しているので、女性が1人で利用することや男性でも深夜に1人で利用することは、避けたほうが無難である。有名な観光地、駅、デパート付近で客待ちをしているタクシーの中には、正規料金の何倍もの料金を要求する、いわゆる雲助タクシーがあるので、このような場所でのタクシーの乗車は避けるのが賢明である。

国際免許証で自動車を運転するためには、道路管理処で確認印を受ける必要がある。また、国際免許証を使用できる期間は、30日間となっている。居留証を有している場合には、日本の免許があれば台湾の免許を取得することができる。

健康上の留意事項

上水道は、直接飲用するようには供給されていない。過敏になる必要はないが、現地の人でも飲用する際には一度煮沸している。

台湾は肝炎の発生地域なので、食事等においても注意が必要。食堂、屋台等で食事をする際には、加熱しているものを選ぶとか、汚れた食器を使用しているところは避けるようにしたほうが無難。なお、発泡スチロール製の使い捨て食器、割り箸を使用しているところも多くある。

台北市内では薬屋の数が多く、日本製の薬も数多くある。しかし、欲しいものがなかなか見つからないこともあるので、常用している薬は持参したほうが安心である。

医療に関しては、技術、設備ともに整備されており、日本語の通じる医者もいる。

6～9月は日中の気温が35度以上になる日もある。短期の観光等で滞在する場合は、強行スケジュールもあって体調を崩す人も多い。

緊急時の連絡先

(警察) Tel.110

(火災・救急車) Tel.119

(事件・事故の場合)

台北市警察 Tel.511-9564 (日本語、英語可。ただし台北市内のみ)

(旅券紛失、事件・事故)

交流協会台北事務所 Tel.02-351-7250~4

交流協会高雄事務所 Tel.07-771-4008 (代)

(日本における相談窓口)

(財) 交流協会

東京都港区西新橋3-25-33 NP 御成門ビル8F

Tel.03-3437-1501

緊急時の言葉

「警察」=ジン・チャー

「警察を呼んで」=ゲイ・ウォー・ジャオ・ジン・チャー

「助けて」=ジョウ・ミン・アー

「医者」=ゲイ・ウォー・ジャオ・ダイフ

「私は日本人です」=ウォー・スー・リーベンレン

データ名：台湾「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：16260

参照：15

台湾「防犯の手引き」

「みなさまの安全のためのQ&A」改訂版 平成2年9月25日

交流協会台北事務所
台北市日僑工商会
台湾省日僑協会

1. 台湾の犯罪発生状況

Q：台湾の治安は最近悪化していると聞いているが、犯罪の発生状況を知りたい。

A：1988年中に発生した当地の刑法犯は、総発生件数82,884件で、その内で最も発生件数の多い犯罪は窃盗事件（46.58%）で、次いで傷害事件（6.39%）、強盗事件（2.84%）、銃刀法違反事件（2.03%）、恐喝事件（1.94%）、殺人事件（1.85%）となっています。

また、犯罪の趨勢を見ると、傷害事件と凶悪犯罪（殺人、強盗、恐喝など）が増加の傾向を示しています。

一方、台湾に於ける犯罪発生を地区別に見ると、人口の集中する台北市に最も多くの発生が見られ、次いで台北県、高雄市、台中市となっています。

邦人の皆様が居住している地域は犯罪発生率が高い地域ですので、常日頃から防犯について強い関心をもつことが必要です。

2. 盗難に対する予防対策

Q：盗難（侵入盗）に対する防犯対策について教えて欲しい。

A：侵入盗対策として、完全な防犯は難しい事ですが、主な防犯上の注意事項は次の通りです。

○ 鍵を紛失したり、元の使用人が合鍵を所持している時は、必要なドアの鍵を取り替える

○ 玄関のドアには複数の錠を取り付ける

○ 就寝前には施錠の有無を必ず点検する

○ 夜間は屋外灯を点灯し見通しを良くしておく

○ 長期間留守にする場合には、信頼のおける知人に留守時の点検を依頼するか、タイマーを利用して電灯等を点滅させるなどして人の気配が有るように見せかける

○ 玄関、窓等に防犯ベルを設置する

○ 万が一を考え、貴重品は銀行の保管箱に預けるようにし、また、多額の現金を自宅に保管しておかない

○ 家族全員が外出する際には揃って一斉に出ることは避けて、予め決めた場所で落ち合うようにする

3. 強盗に対する予防対策

Q：最近強盗事件が多発し、台北市内でも邦人が被害にあったと聞きましたが、強盗に対する防犯対策を教えてください。

A：

(1) 当地における強盗事件の主な特徴は次の通りです。

○ 時間帯は深夜が多く、次いで昼間に発生している

- 犯行には凶器類を携帯している
- 市内で飲食した後帰宅する邦人を尾行し、マンション等に入る際に一緒に侵入し、エレベーター内等で犯行に及ぶ
- セールスマンや配達人を装ったり、時には警察官を装い、家人がドアを不用意に開けたところを一気に押し入る
- 住居に窃盗目的で侵入し、家人等が気付いた時は凶器を示し強盗に早変わりする

(2) 防犯対策

- 市内で飲食等を終え帰宅する際には尾行、待伏せの有無の確認を怠らない
- 深夜に及ぶ外出は控える
- ドアにドアスコープ及びドアチェーンを付け、来訪者と応対する際はドアを全開にしない
- 門扉及び室内の施錠を強化し、いつも確実に閉めておく習慣をつける
- 室内の目立つ場所には凶器として使用される物を置かない
- 不幸にも強盗に侵入された場合には抵抗することなく金品を渡し早く退散させる

4. 銀行帰りを狙ったひったくりに対する予防対策

Q: 銀行帰りなどを狙ったひったくり、強盗事件が発生していると聞きましたが、これらの被害に遭わないための注意事項は!

A: 銀行帰りを狙う犯人は、銀行内で多額の現金を引き出す客に目を付け、銀行の帰りを尾行し、人気のない場所で犯行に及んでいますので、次の点に注意して下さい。

- 銀行ロビー内に不審な者(特にあなたを見張っているような人物)がいないか十分注意する
- 多額の現金を引き出す場合には、必ず複数で銀行に行く(特に婦人の単独行動は避けて下さい)
- 銀行を出てタクシーに乗る場合には、銀行前で客待しているタクシーを避けて、銀行から少し離れた所で流しのタクシーを拾う
- 現金を入れたバッグは道路の外側に携帯する。内側に携帯していると後方からバイクに乗った人間に簡単にひったくられる

5. スリ、置引きに対する予防対策

Q: スリ被害、置引き被害に対する予防対策としてどんな点に注意をすればよいか

A:

(1) 台湾におけるスリ、置引きは、主に空港、駅、観光地、ホテル、デパート等で発生していますが、その主な手口は次の通りです

- 一人が道を尋ねるふりをして話しかけ、日本人がまごついている間に他の仲間が抜き取る
- 空港ロビー、ホテルのカウンター等で諸手続きのため床に置いた荷物を持って行く
- 混雑したバスの中で、服のポケットから財布を抜き取る、または持っているカバン等を切り中に入っている物を抜き取る

(2) スリ、置引きの被害を予防するには次の点に注意する

- ビュッフェ式の食事の際には、テーブル、椅子等にハンドバッグやカバンを置いたまま料理を取りに行くことは避けて、数人の場合には必ず一人は荷物等の監視をする
- 空港カウンター、ホテルロビー等でチェックイン手続きをとる際に、ほんの数秒であっても荷物を床に置かない
- 財布や貴重品はズボンの後ポケットやバッグの外側ポケットに入れない

6. 防犯上安全性の高いアパートの選び方

Q: 防犯上安全なアパートを選びたいがどんな点に注意して選んだら良いか

A: 安全なアパートを選ぶには以下のポイントに注意して下さい。

- 守衛が24時間体制で勤務している

- 玄関に居住者だけしか出入り出来ないような施錠装置が設置されている（当然ながらテレビカメラが設置されていること）
- 雑居ビル（ビル内に飲食店、会社、事務所があるアパート）は避ける（雑居ビルは不特定多数の人の出入りがあり危険。また、飲食店が同居している場合は火災等の危険もある。）
- 繁華街のアパートよりも住宅街のアパートを選ぶ
- 可能な限り裏口のあるアパートを選ぶ（万が一火災等が発生した場合、玄関しかない場合には逃げ道が無くなる恐れがある）
- 出来るだけ日本人が多く住んでいる地区のアパートを選ぶ

7. 事件、事故、急病の際の対処

A: 事件、事故に遭ったり、急病になった場合どうすれば良いか

Q: 緊急連絡先

(1) 事件、事故の場合の電話番号

『110番』

中国語の出来ない方は下記へ電話して下さい

『511-9564』……………外事服務站

*外事服務站は24時間体制で勤務。日本語、英語が通じる。但し、外事服務站は台北市だけ

(2) 救急車を呼ぶ場合の電話番号

『119番』

救急車を呼んだ際には、必ず希望する病院名を指示すること。救急車任せにすると設備の悪い病院に運ばれることがあるので要注意!

日頃から、安心して治療を受けれる病院を決めておく

8. 交通事故防止対策

Q: 交通事故から身を守るための注意事項を教えてください

A: 当地の運転は一般的に相当乱暴で、スピードもかなり出しているため、交通事故の発生も多く、また、死亡事故、重傷事故も多くなっている。

以下の点に十分注意をして、身を守って下さい。

(1) 歩行時の注意事項

○ 当地の運転マナーは日本に比べると著しく悪く、歩行者保護の意識が低いいため、歩行時には車に十分注意することが必要

○ 道路を横断する際には、たとえ青信号であったとしても左右の安全を確かめるほか、後方から来て直前を抜けて行く右折、左折の車にも注意を払う

(横断する道路では右折可の信号が出ていることがある。また、信号が赤の場合でも右折車が突っ込んでくることもある)

○ 歩車道の区別が無い道路を歩行する際には道路の左側を通行する

○ 子供にはいつも交通安全のための一声をかける

(2) 運転時の注意事項

○ 信号機のない交差点では徐行し、または一旦停止し、左右の安全を確認する（交差点でのバイクの飛び出しが多く、このための事故の比率も高い）

○ 車間距離不足による追突事故が多いので、車間距離を十分にとるようにする。また、自分の車に追突されないために、急停車は避け、停車する際には後続車の動きに十分注意し、ダブルブレーキを踏んで停車する意思表示をする

○ 高速道路では、直前の割り込み、高スピードでのジグザグ運転、車間距離不保持等乱暴な運転をする車が多いので、走行車線を守りスピードの出し過ぎに注意する

○ 車両は常に整備し、交通法規を遵守する（例えば、高速道路走行時には運転席、助手席では必ずシートベルトを着用する）

○ 時として一方通行の道路でも逆行する車があるので、一方通行の道路でも左右の安全

のほか、前方の安全にも注意する

○ 飲酒運転は厳に慎み、飲酒が予想される場合にはタクシーを利用する（飲酒の上で事故を起こした場合は重罰が課せられます）

9. 人身（交通）事故発生時の対処要領

Q： 自動車を運転中、人身事故を起こした場合の対処要領を知りたい！

A：

(1) 負傷者の応急措置

(1) 先ず『救急車』、『警察』への通報を！

(TEL：救急車 119番、警察 110番)

* 中国語の話せない方は下記へ（台北市内）

台北市政府警察局 外事服務站（24時間体制で勤務）

TEL：511-9564

(2) 状況が許す限り救急車が到着するまでは負傷者を動かさない

救急車に収容する際、出きる限り大きな病院を指定し、搬送してもらう。

(2) 所属企業への連絡

言葉の問題等事後処理の面からも、ローカルスタッフの現場への派遣を要請する

(3) 警察の事故検分には必ず立ち会う

(4) 責任を認めた意味に受け取られるので、不用意に『對不起』と言わない

(5) 運転免許証と車両ライセンス（汽車行車執照）を常備

警察局で事情聴取を受ける際に、必ず運転免許証と車両ライセンスの提示を求められるので運転の際には必ず携帯する

(6) 保険会社への連絡

自動車保険に加入している場合、事故発生後出来るだけ早く（48時間以内）契約保険会社に知らせる

事故の加害者となった場合、後刻、当事者と治療費などについて示談交渉（和解交渉）を行い、補償金を支払うこととなるので、自動車を運転する場合には必ず自動車保険に加入しておく（台北には日系の保険会社もあります）

10. 車上狙いからの防犯対策

Q： 台湾は駐車場が少なく、路上駐車をせざるを得なくなりますが、車上狙いに対する対策はどうしたら良いか。

A：

○ 短時間の駐車（停車）といえども、エンジンキーを必ず抜き、ドアロックを確実にする

○ 車から離れる時には車内にバッグ、荷物等を放置しておかない

○ 駐車する場合、人気の少ない所は避け、出来るだけ人通りの多い所や商店の近くを選ぶ（人通りのある方が狙われにくい）

○ 窓を破られたり、ドアをこじ開けられたりした場合に警報機が鳴り出す警報装置を取り付ける

11. 誘拐事件に対する防衛対策

Q： 最近、近隣諸国で邦人を対象として誘拐事件が発生しているが、誘拐犯罪に対する防衛対策はどうしたらよいか！

A： 誘拐犯罪は大別すると、(1)政治目的 (2)営利目的 (3)怨恨目的の三に分類され、その多くは周到綿密な計画のもとに敢行されるため、これらから完全に防衛することは極めて困難である。但し、我々が常日頃から防衛意識を持って行動した場合、犯行を断念させる事も不可能ではないと思われる。従って防衛のためには、少なくとも以下の原則を守って行動して下さい。

(1) 日常の行動をパターン化しない

誘拐犯がターゲットを絞った後は、先ず、目標の行動パターンをとる作業に入るのが常ですので、パターンを取られないように、例えば、通勤のコース、時間帯を変える等、行動を不規則にすることに留意する。

(2) 周囲の人間のチェック

誘拐犯はターゲットの周辺に情報提供者を確保し、それから行動予定等の情報を得ようとする場合がありますので、使用人、または、社内で対象人の行動にことさら関心を示す様な人物が発見された場合、必ずチェックする

(3) 尾行、監視の確認

出勤後、退勤時には必ず付近の駐車車両、歩行者などに普段と変わったところがないか観察する

<歩行中に尾行の有無を見分ける方法>

尾行グループは少なくとも3人が入れ替わり立ち替わり、ターゲットの後方をぴったりとマークする習性が有ります。先ず、一人は反対側の歩道をターゲットに並行して歩き、他の2名はターゲットの後方についています。これらの3人がそれぞれ位置を変えて尾行をします。

これらの尾行に対しては、歩きながら急に立ち止まり又急に来た方向に戻る等を試み周りの人の動きをよく観察する、路地に入り再度反転して大通りに出るなどを執ように繰り返せば尾行の有無は簡単に見破ることができる

<車両で走行中に尾行の有無を見分ける方法>

バックミラー、サイドミラーを活用し、後続の車を確認することが基本であるが、尾行には2~3台の車が使われる事が多く、時にはバイクも併用されることを念頭に置き運転する

尾行の車の有無を一番確認しやすい方法として、自分の車が信号機に差しかかった時、黄色信号から赤信号に変わる瞬間を狙って交差点を通過し、後続車で信号を無視して交差点を通り過ぎる車があれば、尾行している車と判断される(但し、この方法は事故を起こす危険も大きいので注意が必要)

走行中及び車両走行中において共通する尾行の発見方法として、自分の後ろから尾行の有無について確認する人間を置き、その人間に自分の周りに不審な者が動いているかどうかについて、観察させると尾行の有無はすぐに確認できます。

(5) 間違い電話、無言電話は要注意

誘拐犯等は、ターゲットと狙う対象者の行動パターンが取りにくくなった場合、時として間違い電話を装ったり、無言電話をかけて対象者の在宅(勤務場所等を含む)を確認することがある。

頻繁にこのような電話がある場合には、警戒を強化するとともに、電話局に依頼して電話番号を変更する(窃盗犯等もこの種の方法で家人が不在かどうか確認する場合があります)

12. 地震等への備え

Q: 以前大きな地震が発生した際に、国際電話回線がマヒ状態に陥り、日本との連絡が思うように取れなかった事があったが、このような事態に備え、平素どのような対策をとっておいたらよいか

A:

(1) 地震等の災害が発生した場合には、日本及び当地の個人々人からの安否の確認が殺到することが考えられますが、災害発生直後は当地所在の会社がそれぞれ社員及びその家族の安否について取りまとめ、日本側の本社等に報告し、そこから日本の家族・関係者に連絡がなされるよう、予め体制を整えておくことが望まれる。

個人々人からの日本の家族等への連絡は、事態が落ち着き、電話回線の混乱等が回復した後にするようにする。

このような体制を整備するために、以下の措置を講じておく

- 社員(家族を含む)の連絡網の整備

- 会社内のセキュリティー・チーフの設置
 - 電話が普通の場合の連絡方法の確認
- (2) また、自己の安否について所属の会社等に連絡が取れない場合には、交流協会（場合によっては、日僑協会事務局又は日本人学校）に連絡をする

電話番号

交流協会	351-7250 (領事室)
日僑協会事務局	561-9767
日本人学校	872-3801

13. 地震発生時の措置要領

Q: 地震が発生した場合どうしたらよいか

A:

(1) 家屋内に居るときの措置

- ガスの元栓を締める (火災防止の為)
- 玄関又はベランダの窓など最低一ヶ所を開け放し、家が傾斜した場合の脱出口を確保する
- あわてて外に飛び出さない (受傷防止の為)
- 脚のしっかりした机、テーブルの下に避難する
- 外に出るのは揺れが収まった後にする

(2) 屋外に居るときの措置

- 落下物から身を守るために付近のビルに避難する
- 車で走行中の場合、車を端に寄せ停車し、直ちに付近のビル内に避難する
- 外出先で地震にあい、安全な場所に避難した際には必ず会社又は家族に連絡をとる

14. 台北市内のタクシーに忘れ物をした

Q: 台北市内でタクシー内に忘れ物をした場合、どのような措置をとればよいか

A: 一般的に遺失物の場合、警察分局又は最寄りの派出所に届け出て下さい

なお、タクシー内の忘れ物については、当地警察では毎日一定時間、ラジオを通じタクシー運転手に拾得物の届出について広報を行っていますので、タクシー内に忘れ物をした場合には、警察に届けるとともに下記にも届出をして下さい

台湾省警察廣播電台

TEL 351-3600

所在地 台北市天津街1号

15. 空港等でのもぐりガイドの手口、見分け方

Q: 中正国際空港には旅行会社のガイドを装ったもぐりガイドや、出迎え人を装ったポン引きがあり、邦人が金品をだまし取られる等の被害を受けたとの噂を聞いたが、こうした被害に遭わないために、接近してくる手口、見分け方を知りたい

A:

(1) ポン引き等の接近手口

- 狙った人の荷物に付けた名札を素早く読み取り、『名前』を呼んで接近する
- 別人の名前で呼掛け、相手から名前を言わせて、以後言葉巧みに出迎え人を装う

(2) ポン引き等の見分け方

- 約束通りの出迎え人かどうか、必ず名刺を要求して確認する
- 不審に思ったら、空港から訪問先(会社等)に直接電話をかけて、出迎え人について確認する

○ 相手の質問にわざと間違えた回答をして相手の反応を見る

(3) もぐりガイドの見分け方

- 正規のガイドは胸に名札を付け、名札にはガイドの顔写真、所属旅行社、ライセンス番号、身分証明書番号等が記載されています

16. 雲助タクシーの被害予防策

Q： 雲助タクシーによる被害がかなりあると聞いていますがタクシーを利用する際の留意事項は！

A： 雲助タクシーといわれるものは、メーターの操作、遠回り、短距離客の乗車拒否、乗客を脅して金品を奪う、婦女を遠方に連れ去り暴行を加える等種々ありますが、これらの被害に遭わないための留意事項は次の通りです

(1) 台北市内で雲助タクシーがたむろしている場所は、『台北駅前』、『故宮博物館前』、『そごうデパート前』、『空港からのバスが停車するバス停付近』などがあげられます。この様な場所では、客待ち中のタクシーには乗らず、流しのタクシーを止めて乗る方が安全です。

台北駅前で客待ちをしているタクシーは、乗客が乗る際に、規定料金以上の料金を要求する事が多い。

(2) 女性一人でのタクシーの利用は避ける（特に夜間は厳禁）

(3) 男性の場合でも深夜に郊外へ行くようなタクシーの利用はしない

(4) 台湾のタクシーは、後部の窓ガラス及び車体の横に車のナンバーが表示されているがこの表示のない車及び表示の文字が小さい車は避けた方が安全

また、車内の前部に職業登記証が乗客に見える様に置かれているが、これが無い場合には乗車しない

(5) 運転の乱暴なタクシーの場合、面倒でもその場で降車し、別のタクシーに乗り換える方が安全

<闇両替の被害>

タクシーの運転手の中には、以下のように両替の際にお金をだまし取る常習犯がいるので、タクシーに乗った時には運転手からのいろいろな要求には応じないようにする

○ 日本人客がタクシーに乗った場合、運転手は言葉巧みに日本円と新台幣の両替をもちかけ（公定レートより高く交換する等）、日本円相当額の新台幣（主に 500元札で）を客に渡し、枚数を確認させた後、一旦手元に引き取る。そうして客の日本円と引き換えに新台幣を渡す瞬間に、手品師の如くお札十数枚を抜き取り、お客に手渡す

（外貨を新台幣に両替するときは、銀行等定められたところで行う。闇両替は違法で、処罰される）

○ 運転手が小銭（百円札）が多いので、千円札と交換してくれと客にもちかけ、百円札の二つ折りを重ねて客に渡し、あたかも全額あるかの如く装って差額をだまし取る



